

「自己点検チェックシート」の改訂(新旧対比表)

※今後、2025年12月17日～2026年1月30日に実施された以下のパブリックコメントの結果等が公表された後、追加の改訂を行う場合があります。

令和7年保険業法改正に係る内閣府令(案)等に対するパブリックコメントの実施について:金融庁

令和7年改正保険業法(1年以内施行)に係る「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表について:金融庁

「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表について(保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)関係):金融庁

「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について:金融庁

(下線部改正箇所)

現 行	改 訂	備 考
(新設)	【留意事項シート】	・シートの新設
(新設)	<p>■自己点検チェックシートを使用する際、はじめに以下の留意事項について確認してください。</p> <p>■確認後、選択欄で「確認済」を選択してください。</p> <p>※他のシートを入力する前に、左の赤枠内に「入力済」が表示されていることを確認してください。</p> <p><留意事項></p> <p>1. 個人情報等の取扱いについて</p> <p>■損保協会、損保会社(代理店業務品質評価制度を利用しない会社を除く)、金融庁・財務局等では、本チェックシートにおいて取得する代理店および代理店の従業者に関する個人情報について、共同利用しています。</p> <p>■個人情報(「基礎情報入力シート」で回答する各種責任者・管理者を除く)や機密情報は記載しないでください。</p> <p>※「代理店登録等の共通プラットフォーム(以下、「登録 PF」)」上で提出する場合、以下の確認メッセージが表示されます。「基礎情報入力シート」で回答する各種責任者・管理者以外の個人情報や機密情報を記載していない場合、「はい」をクリックしてください。</p> <p>確認メッセージ:「自己点検表の回答内容に、個人情報や機密情報等を記載していませんか？」</p> <p>■共同利用者以外(代理店業務品質評価制度を利用しない会社</p>	<p>・留意事項に関する記載を追加</p> <p>※共同利用に関するURLを追加予定</p>

現 行	改 訂	備 考
	<p>等)に、本チェックシートを提供する場合(※)、個人情報保護法に沿って本人同意の取得等の対応が必要と考えられることに留意してください。</p> <p>※登録 PF 上で提出する場合、個別の対応は不要です。登録 PF 以外の手段で損保会社等に提供する場合に留意してください。</p> <p>2. チェックシートの改変について 本チェックシートのレイアウト・書式・数式等の変更は禁止とさせていただきます。必要な入力箇所のみ入力してください。</p> <p>3. 各シートの入力順序について ■本チェックシートは、「留意事項シート」→「基礎情報入力シート」→「回答シート」の順に入力してください。</p> <p>※「基礎情報入力シート」の入力内容によって、対象となる回答シートの種類(一般代理店用・自賠償のみ代理店用)や、回答対象となる点検項目等が制御されます。</p> <p>※「一覧シート」は、参照専用(各シートの入力状況や参考情報等を記載)です。</p> <p>※「法令等遵守責任者シート」は、「基礎情報入力シート」の入力状況に応じて、入力要否を確認してください。</p> <p><回答シートの項目説明> ※一般代理店用・自賠償のみ代理店用共通</p> <p>「目的」「主な着眼点」「募集コンプライアンスガイド参照ページ」: クリックすると、一覧シートの該当箇所に遷移します。</p> <p>回答: 各設問に対する取り組み状況や課題の有無を確認し、選択してください。</p> <p>確認資料: 回答するにあたって確認した資料名称を記載してください。</p>	

現 行	改 訂	備 考
	<p>・<u>一覧シートの「確認資料例」を参考としてください。(クリックすると、一覧シートに遷移します。)</u></p> <p>・<u>確認資料は、所属保険会社による自己点検結果の確認や「対話」の際に、所属保険会社の求めに応じて提示できるよう、保存・保管してください。</u></p> <p><u>日常業務における取組み・好取組事例:各点検項目について、日常業務において、どのような取組みや事務処理、体制としているか、具体的に記載してください。</u></p> <p><u>※回答必須(オレンジ色)の場合(※)、記載すべきものがない場合は、「なし」と記載してください。</u></p> <p><u>改善取組みの内容:課題がある場合には、改善取組み(どのような姿を目指すかなど、予定を含む)内容を記載してください。</u></p> <p><u>回答必須(オレンジ色)の場合(※)、記載すべきものがない場合は、「なし」と記載してください。</u></p> <p><u>改善完了(予定)時期:課題がある場合には、改善予定時期または改善完了時期を記載してください。</u></p> <p><u>回答必須(オレンジ色)の場合(※)、記載すべきものがない場合は、「なし」と記載してください。</u></p> <p><u>前回以降の損保会社からのフィードバック等:前回の自己点検時(初回は、過去1年をいう。)以降、保険会社からのフィードバック等があった場合には、その内容を簡潔に記載してください。</u></p> <p><u>回答必須(オレンジ色)の場合(※)、記載すべきものがない場合は、「なし」と記載してください。</u></p>	
【基礎情報入力シート】	【基礎情報入力シート】	
<p><回答選択方法> <u>ラジオボタン式</u></p>	<p><回答選択方法> <u>プルダウン式</u></p>	<p>・Excel 互換アプリケーションで編集する際の操作性向上</p>

現 行	改 訂	備 考
		※回答選択肢は、「半角英数字_(半角アンダーバー) 選択肢の内容」とする。例: 1_有、2_無など
オレンジ色のセルは必須回答です。選択または記載してください。 水色のセルは任意回答です。必要に応じて記載してください。 (新設)	オレンジ色のセルは必須回答です。選択または記載してください。 水色のセルは任意回答です。必要に応じて記載してください。 <u>※乗合代理店においては、すべての乗合会社の状況を踏まえて回答してください。</u> <u>※別個登録を有する代理店(主たる事務所と従たる事務所が別個に登録されている代理店)においては、原則、別個登録単位で回答してください。(説明欄において、法人単位での回答を求める項目を除く。)</u>	・明確化のため追加
No.1 商号・名称または氏名 (新設)	No.1 商号・名称または氏名 <説明> <u>代理店名や屋号ではなく、個人代理店は店主氏名、法人代理店は商号・名称(法人名)を入力してください。</u>	・明確化のため追加
No.2 代理店登録番号(11桁) (新設)	No.2 代理店登録番号(11桁) <説明> <u>1または2で始まる11桁の番号を入力してください。(業界共通)</u>	・明確化のため追加
No.3 個人代理店・法人代理店 (新設) (新設)	No.3 個人代理店・法人代理店 <選択肢> <u>1_個人</u> <u>2_法人</u> <説明> <u>個人代理店・法人代理店の区分を入力してください。</u>	・入力欄の変更(プルダウン式) ・明確化のため追加
No.4 専業代理店・兼業代理店 (新設)	No.4 専業代理店・兼業代理店 <選択肢>	

現 行	改 訂	備 考
	<u>1_専業</u> <u>2_兼業</u>	・入力欄の変更(プルダウン式)
No.5 専属代理店・乗合代理店 (新設) (新設)	No.5 専属代理店・乗合代理店 <選択肢> <u>1_専属</u> <u>2_乗合</u> <説明> <u>損害保険代理店としての専属・乗合の区分を選択してください。</u>	・入力欄の変更(プルダウン式) ・明確化のため追加
No.6 所属損害保険会社の数 <説明> <u>主たる事務所と従たる事務所が別個に登録されている代理店(「別個登録を有する代理店」)</u> においては、別個登録単位の所属損害保険会社数を入力してください。(以下 No.8「募集人人数」も同じ。) 。	No.6 所属損害保険会社の数 <説明> <u>別個登録を有する代理店(主たる事務所と従たる事務所が別個に登録されている代理店)</u> においては、別個登録単位の所属損害保険会社数を入力してください(以下 No.8「募集人人数」も同じ)。 。	・字句の修正
No7 委託種目 (新設) <説明> <u>1社でも自賠責保険以外の委託がある場合は、「左記以外」を選択してください。</u>	No.7 <u>自賠責保険以外の損保商品の取扱い有無</u> <選択肢> <u>1_有</u> <u>2_無</u> <説明> <u>乗合代理店の場合、1社でも自賠責保険以外の損保商品の取扱いがある場合は、「有」を選択してください。</u>	・字句の修正 ・入力欄の変更(プルダウン式) ・字句の修正
No15 <u>事業年度中の損害保険にかかる手数料収入等の合計額</u> <入力欄> (新設)	No9 損害保険にかかる手数料収入等の合計額 (廃止) <選択肢> <u>A_500万円未満</u> <u>B_500万円以上</u> <u>C_1000万円以上</u> <u>D_5000万円以上</u>	・連番の変更・明確化のため修正 ・入力欄の変更(プルダウン式)

現 行	改 訂	備 考
<p><説明> (新設) <u>主たる事務所と従たる事務所が別個に登録されている代理店(「別個登録を有する代理店」)</u>においては、法人単位(本店と別個に登録されている代理店を合算)の手数料等の総額を<u>入力</u>してください。</p>	<p><u>E_1億円以上</u> <u>F_5億円以上</u> <u>G_10億円以上</u> <u>H_20億円以上</u> <説明> <u>・直近の事業年度末時点における手数料収入等(※)の合計額を選択してください。</u> <u>・別個登録を有する代理店(主たる事務所と従たる事務所が別個に登録されている代理店)</u>においては、法人単位(本店と別個に登録されている代理店を合算)の手数料等の総額を<u>選択</u>してください。</p> <p><u>※手数料等の額には、消費税は含みません。</u> <u>※手数料収入等とは、保険募集に関して代理店が保険会社から収受した全ての手数料、報酬、その他の対価が該当します。</u></p>	<p>・明確化のため追加 ・字句の修正 ・字句の修正 ・入力欄の変更(プルダウン式)に伴う修正 ・明確化のため追加</p>
<p><u>No17</u> <u>二以上の比較可能な同種の保険商品取扱い有無</u> (新設)</p>	<p><u>No10</u> <u>二以上の比較可能な同種の保険商品取扱い有無</u> <選択肢> <u>1_有</u> <u>2_無</u></p>	<p>・連番の変更 ・入力欄の変更(プルダウン式)に伴う修正</p>
<p><u>No18</u> <u>自店の推奨販売・比較説明に関する形態</u> (新設)</p> <p><選択内容> <input type="checkbox"/> お客さまの意向に沿って、商品特性や保険料水準などの客観的な基準や理由等に基づいて商品を選別し、特定商品を推奨している。 <input type="checkbox"/> 商品特性や保険料水準などの客観的な基準や理由等に基づくことなく、自店独自の方針に沿って商品を選別し、特定商品を推奨している(自店独自の方針に沿って乗合全社の商品をお客さま</p>	<p><u>No11</u> <u>自店の推奨販売・比較説明に関する形態</u> <選択肢> <u>1_該当</u> <u>2_非該当</u></p> <p><選択内容> <u>①</u> お客さまの意向に沿って、商品特性や保険料水準などの客観的な基準や理由等に基づいて商品を選別し、特定商品を推奨している。 <u>②</u> 商品特性や保険料水準などの客観的な基準や理由等に基づくことなく、自店独自の方針に沿って商品を選別し、特定商品を推奨している(自店独自の方針に沿って乗合全社の商品をお客さまに</p>	<p>・連番の変更 ・入力欄の変更(プルダウン式)に伴う修正 ・入力欄の変更(プルダウン式)に伴う修正</p>

現 行	改 訂	備 考
<p>に提示している場合を含む)。 <input type="checkbox"/>商品特性や保険料水準などの客観的な基準や理由等に基づくことなく、自店独自の方針に沿って商品を選別した後に、選別後の商品の中から、お客さまの意向に沿って、商品特性や保険料水準などの客観的な基準や理由等に基づいてさらに商品を選別し、特定商品を推奨している。</p> <p><説明> 自店の推奨販売・比較説明に関して、<u>該当するものにチェックしてください。</u> (略)</p>	<p>提示している場合を含む)。 ③商品特性や保険料水準などの客観的な基準や理由等に基づくことなく、自店独自の方針に沿って商品を選別した後に、選別後の商品の中から、お客さまの意向に沿って、商品特性や保険料水準などの客観的な基準や理由等に基づいてさらに商品を選別し、特定商品を推奨している。</p> <p><説明> 自店の推奨販売・比較説明に関して、<u>該当するものを選択してください。</u> (略)</p>	
<p><u>No19</u> 自店の推奨方針(商品を選別する基準や理由等)</p>	<p><u>No12</u> 自店の推奨方針(商品を選別する基準や理由等)</p>	<p>・連番の変更</p>
<p><u>No20</u> 規模の確認 <選択肢> <u>代理店主が、自ら管理責任者としてすべての拠点・募集人に対する教育・管理・指導を行うこととしている。</u> <説明> <u>※こちらに該当する場合、各点検項目のチェック時には、「店主」として整備できているかの観点でチェックしてください。</u></p> <p><選択肢> <u>代理店主に加えて、拠点数や募集人数に応じて店主以外の管理責任者等を適切な規模で配置し、組織的に教育・管理・指導を行うこととしている。</u> <説明> <u>※こちらに該当する場合、各点検項目のチェック時には、管理責任者等により「組織」として整備できているかといった観点でチェックしてください。</u> (新設)</p>	<p><u>No13</u> 規模の確認 (廃止)</p> <p><選択肢> 1_①</p>	<p>・連番の変更 ・入力欄の変更(プルダウン式)に伴う修正</p>

現 行	改 訂	備 考
(新設)	<p>2.②</p> <p><u>①代理店主が、自ら管理責任者としてすべての拠点・募集人に対する教育・管理・指導を行うこととしている。</u></p> <p><u>②代理店主に加えて、拠点数や募集人数に応じて店主以外の管理責任者等を適切な規模で配置し、組織的に教育・管理・指導を行うこととしている。</u></p> <p><説明></p> <p><u>①・②のいずれに該当するか選択してください。</u></p> <p><u>①に該当する場合、各点検項目のチェック時には、「店主」として整備できているかの観点でチェックしてください。</u></p> <p><u>②に該当する場合、各点検項目のチェック時には、管理責任者等により「組織」として整備できているかといった観点でチェックしてください。</u></p>	
<p>No10 共同募集の取扱い有無</p> <p>(新設)</p> <p><説明></p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>No14 共同募集の取扱い有無</p> <p><選択肢></p> <p>1_有</p> <p>2_無</p> <p><説明></p> <p>・<u>本項目における共同募集とは、複数の代理店が保険募集を共同して行う行為のことを指します。</u></p> <p>(略)</p>	<p>・連番の変更</p> <p>・入力欄の変更(プルダウン式)に伴う修正</p> <p>・明確化のため修正</p>
<p>No11 募集関連行為の第三者委託等の有無</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>No15 募集関連行為の第三者委託等の有無</p> <p><選択肢></p> <p>1_有</p> <p>2_無</p> <p><説明></p> <p>・<u>募集関連行為とは、契約見込み客の発掘から契約成立に至るまでの広い意味での保険募集プロセスのうち、「保険募集」に該当しない行為を指します。</u></p>	<p>・連番の変更</p> <p>・入力欄の変更(プルダウン式)に伴う修正</p> <p>・明確化のため追加</p>

現 行	改 訂	備 考
<p>・<u>全募集人に有無を確認のうえ、選択してください。</u></p>	<p>・<u>第三者に募集関連行為の委託等を行っているか、全募集人に有無を確認のうえ、選択してください。</u></p>	<p>・明確化のため修正</p>
<p>No12 保険募集人指導事業(フランチャイズ事業等)の実施有無 (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>No16 保険募集人指導事業(フランチャイズ事業等)の実施有無 <選択肢></p> <p>1_有 2_無</p> <p><説明> <u>保険募集人指導事業(フランチャイズ事業等)とは、他の保険募集人に対し、保険募集の業務の指導に関する基本となるべき事項(当該他の保険募集人が行う保険募集の業務の方法又は条件に関する重要な事項を含むものに限る。)を定めて、継続的に当該他の保険募集人が行う保険募集の業務の指導を行う事業を指します。(保険業法294条の3参照)</u></p>	<p>・連番の変更</p> <p>・入力欄の変更(プルダウン式)に伴う修正</p> <p>・明確化のため追加</p>
<p>No13 テレマーケティングの実施有無 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>No17 テレマーケティングの実施有無 <選択肢></p> <p>1_有 2_無</p> <p><説明> <u>・テレマーケティングとは、ダイレクトマーケティングとして電話等を用いて新規の保険募集・加入勧奨を反復継続して行うことを指します。</u> (略)</p>	<p>・連番の変更</p> <p>・入力欄の変更(プルダウン式)に伴う修正</p> <p>・明確化のため追加</p>
<p>No14 契約取扱出先の有無 (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>No18 契約取扱出先(支店等)の有無 <選択肢></p> <p>1_有 2_無</p> <p><説明> <u>従たる事務所(別個登録を行っていない事務所)の有無を選択してく</u></p>	<p>・連番の変更・字句の修正</p> <p>・入力欄の変更(プルダウン式)に伴う修正</p> <p>・明確化のため追加</p>

現 行	改 訂	備 考
	<u>ださい。</u>	
<p><u>No16</u> 個人データの外部委託有無 (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>No19</u> 個人データの外部委託有無 <選択肢> <u>1_有</u> <u>2_無</u> <説明> <u>保険業務に係る個人データの外部(クラウドサービスを含む)への委託有無を選択してください。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・連番の変更 ・入力欄の変更(プルダウン式)に伴う修正 ・明確化のため追加
<p><u>No9</u> 規模が大きい特定保険募集人の該当有無 (新規)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>No20</u> 規模が大きい特定保険募集人の該当有無 <選択肢> <u>1_有</u> <u>2_無</u> <説明> <u>規模が大きい特定保険募集人とは、保険業法施行規則第236条の2の基準を満たす乗合代理店を指します。</u> <u><規模が大きい特定保険募集人の基準></u> <u>生命保険・損害保険・少額短期保険の業態毎に次のいずれかに該当するか判定(それぞれを合算しない)</u> <u>・所属保険会社が 15 社以上</u> <u>・事業年度中の手数料収入等の合計額が 10 億円以上(専属代理店を除く)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・連番の変更 ・入力欄の変更(プルダウン式)に伴う修正 ・明確化のため追加
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>No21</u> 特定大規模乗合損害保険代理店の該当有無 <選択肢> <u>1_有(損保のみ該当)</u> <u>2_有(損保・生保いずれも該当)</u> <u>3_無</u> <説明> <u>特定大規模乗合損害保険代理店とは、保険業法第294条の4の基準を満たす乗合代理店を指します。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険業法改正を踏まえた追加 ※今後、法令等の改正を踏まえて追記予

現 行	改 訂	備 考
		定
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>No22 兼業特定保険募集人の該当有無</u> <u><選択肢></u> <u>1_有</u> <u>2_無</u> <u><説明></u> <u>兼業特定保険募集人とは、保険業法第100条の2の2の基準を満たす代理店を指します。</u></p>	<p>・保険業法改正を踏まえた追加</p> <p>※今後、法令等の改正を踏まえて追記予定</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>No23 銀行等代理店の該当有無</u> <u><選択肢></u> <u>1_有</u> <u>2_無</u> <u><説明></u> <u>銀行等代理店とは、保険業法施行規則第212条の2の基準を満たす代理店を指します。</u></p>	<p>・項目の追加</p>
<p><u>No21 個人データ管理責任者</u> <u><説明></u> <u>・責任者について入力してください。</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>No24 個人データ管理責任者</u> <u><説明></u> <u>・個人データ管理責任者とは、個人データの安全管理に関する業務遂行の総責任者を指します。</u></p> <p>(略)</p>	<p>・連番の変更</p> <p>・明確化のため追加</p>
<p><u>No22 個人データ管理者</u> <u><役職・役割等></u> <u><氏名></u> <u><入力欄></u> (新設) <u><説明></u> <u>・管理者について入力してください。</u></p>	<p><u>No25 個人データ管理者人数</u> (削除) (削除) <u><入力欄></u> <u>人数(名)</u> <u><説明></u> <u>・個人データ管理者とは、個人データを取り扱う各部署における責</u></p>	<p>・連番の変更</p> <p>・入力欄の変更(人数のみ回答)</p> <p>・人数入力欄の新設</p> <p>・明確化のため修正</p>

現 行	改 訂	備 考
<p>・「<u>役職・役割等</u>」の例:各部長、業務管理責任者、〇〇から任命された者</p>	<p><u>任者を指します。</u> <u>個人データ管理者の人数を入力してください。</u></p>	
<p>No23 法令等遵守責任者 <input type="text"/> <u>役職・役割等</u> <input type="text"/> (新設) (新設) (新設) ・責任者を配置している場合は、入力してください。 <u>「役職・役割等」の例:代表取締役、代理店主等</u></p>	<p>No26 法令等遵守責任者 <input type="text"/> (削除) (削除) <u>こちらをクリックし、「法令等遵守責任者入力シート」に入力してください。</u> <input type="text"/> <input type="text"/> <u><説明></u> ・<u>特定大規模乗合損害保険代理店に該当する場合は、必ず入力してください。(保険業法 294条の4参照)</u> ・<u>その他の代理店は、責任者を配置している場合は、入力してください。</u> (削除)</p>	<p>・連番の変更 ・入力欄の変更 ・複数名入力への対応 ・入力シート新設に伴う修正 ・保険業法改正を踏まえた変更 ・入力欄の変更に伴う修正</p>
<p>(新設) (新設)</p>	<p>No27 統括責任者 <input type="text"/> <u>役職・役割等</u> <u>氏名</u> <u><説明></u> ・<u>特定大規模乗合損害保険代理店に該当する場合は、必ず入力してください。(保険業法 294条の4参照)</u> ・<u>その他の代理店は、責任者を配置している場合は、入力してください。</u> <u>「役職・役割等」の例:代表取締役、代理店主等</u></p>	<p>・保険業法改正を踏まえた修正</p>
<p>No24 自己点検責任者 <input type="text"/></p>	<p>No28 自己点検責任者 <input type="text"/></p>	<p>・連番の変更</p>

現 行	改 訂	備 考
<p>・自己点検チェックについて、保険会社または<u>協会</u>との間で窓口となる責任者を入力してください。</p>	<p>・自己点検チェックについて、保険会社または<u>評価本部</u>との間で窓口となる責任者を入力してください。 <u>※本自己点検チェックシート入力者に限りません。</u> <u>※フリーメールは原則利用しないでください。利用する場合は、所属保険会社の規定等に従ってください。</u></p>	<p>・字句の修正 ・明確化のため追加</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>No29 点検実施日</u></p> <p><説明> ・<u>複数日にわたって点検を実施した場合は、期間を入力してください。</u></p> <p><入力例> <u>2026年6月1日、2026年6月1日～2026年6月30日 など</u></p>	<p>・項目の追加</p>
<p>(新設)</p>	<p><使用する「回答シート」の種類(自動表示)> <u>回答シート(一般代理店用)</u> <u>回答シート(自賠償のみ代理店用)</u></p> <p><説明> ・<u>No.7「自賠償保険以外の損保商品の取扱い有無」の回答により、使用する回答シートの種類が自動表示されます。</u> ・<u>表示された回答シートを使用してください。</u> ・<u>表示されたシート名をクリックすると、該当のシートに遷移します。</u></p>	<p>・表示の追加</p>
<p>【一覧シート】</p>	<p>【一覧シート】</p>	
<p>(新設)</p> <p>※点検項目名末尾に「★」がある項目は、以下の記述式設問への回答を必須としています。 <u>記述式設問:「日常業務における取組み・好取組事例」「改善取組みの内容」「改善完了(予定)時期」「前回以降の保険会社からのフ</u></p>	<p>◆<u>本シートには、回答シートの入力状況が表示されます。進捗管理等にご活用ください。</u> ◆<u>右上に三角(赤色)が表示されている項目名を選択すると説明が表示されます。</u> ◆<u>点検項目名末尾に「★」がある項目は、以下の記述式設問への回答を必須としています。</u> <u>「日常業務における取組み・好取組事例」「改善取組みの内容」「改善完了(予定)時期」「前回以降の損保会社からのフィードバック等」</u></p>	<p>・明確化のための追加 ・明確化のため修正</p>

現 行	改 訂	備 考
<u>「フィードバック等」</u> (新設)	<u>※提出にあたっては、「ステータス」欄に「入力完了」と表示されていることを確認してください。</u>	
<u><ステータス(基礎情報入力シート・回答シート)></u>	<u><ステータス></u>	・字句の修正
<u><自己評価回答状況></u>	(削除)	・自己評価欄の廃止に伴う修正
(新設)	<u><No(自賠償のみ)></u>	・回答シート(自賠償のみ代理店)新設に伴う追加
(新設)	<u><回答状況(自賠償のみ)></u>	・回答シート(自賠償のみ代理店)新設に伴う追加
(新設)	<u><要改善設問数(自賠償のみ)></u>	・回答シート(自賠償のみ代理店)新設に伴う追加
(新設)	<u><目的></u>	・回答シートより移設
(新設)	<u><主な着眼点></u>	・回答シートより移設
(新設)	<u><確認資料例></u>	・回答シートより移設
(新設)	<u><募集コンプライアンスガイド参照ページ></u>	・明確化のため追加
(新設)	<u><評価指針></u>	・回答シートより移設
(新設)	<u><2025年度版 No></u>	・連番変更に伴う追加

現 行	改 訂	備 考
<p><u>No2025-001</u> 1. 顧客対応 (1)法令等遵守・顧客本位の業務運営・顧客最善利益義務 (新設)</p> <p><目的> 法令等を遵守し、「顧客本位の業務運営」および「顧客最善利益義務」を遂行することで、健全かつ適正な保険募集等を行い、顧客からの信頼が得られる態勢を整備する。</p> <p><主な着眼点> 代理店とその役員、従業者が携わる業務全般の遂行において、法令等を遵守し、誠実に「顧客本位の業務運営」・「顧客最善利益義務」を遂行しているか。</p>	<p><u>No2026-001</u> 1. 顧客対応 (1)法令等遵守・顧客本位の業務運営・顧客最善利益勘案義務 <No(自賠償のみ)> <u>2026-J01</u></p> <p><目的> 法令等を遵守し、「顧客本位の業務運営」および「顧客最善利益勘案義務」を遂行することで、健全かつ適正な保険募集等を行い、顧客からの信頼が得られる態勢を整備する。</p> <p><主な着眼点> 代理店とその役員、従業者が携わる業務全般の遂行において、法令等を遵守し、誠実に「顧客本位の業務運営」・「顧客最善利益勘案義務」を遂行しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・連番の変更 ・字句の修正 ・回答シート(自賠償のみ代理店)新設に伴う追加 ・字句の修正 ・字句の修正
<p><u>No2025-002</u> 1. 顧客対応 (2)意向把握・確認義務 ①意向把握・意向確認 <対象代理店> 共通(<u>自賠償のみ委託代理店を除く</u>) <目的> 顧客がどのような補償内容を望んでいるか等、顧客の意向・情報を把握し、顧客の意向に基づいた適切な<u>商品選択</u>を確保する。</p>	<p><u>No2026-002</u> 1. 顧客対応 (2)意向把握・確認義務 ①意向把握・意向確認 <対象代理店> 共通(<u>自賠償のみ代理店を除く</u>) <目的> 顧客がどのような補償内容を望んでいるか等、顧客の意向・情報を把握し、顧客の意向に基づいた適切な<u>商品選択の機会</u>を確保する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・連番の変更 ・字句の修正 ・誤字の修正
<p><u>No2025-003</u> 1. 顧客対応 (2)意向把握・確認義務 ②補償重複の防止 <対象代理店> 共通(<u>自賠償のみ委託代理店を除く</u>) <目的> 顧客がどのような補償内容を望んでいるか等、顧客の意向・情報を把握し、顧客の意向に基づいた適切な<u>商品選択</u>を確保する。</p>	<p><u>No2026-003</u> 1. 顧客対応 (2)意向把握・確認義務 ②補償重複の防止 <対象代理店> 共通(<u>自賠償のみ代理店を除く</u>) <目的> 顧客がどのような補償内容を望んでいるか等、顧客の意向・情報を把握し、顧客の意向に基づいた適切な<u>商品選択の機会</u>を確保する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・連番の変更 ・字句の修正 ・誤字の修正

現 行	改 訂	備 考
<p><u>No2025-004</u> 1. 顧客対応 (2)意向把握・確認義務 ③契約締結時の同意記録 <対象代理店> 共通</p> <p><目的> 顧客がどのような補償内容を望んでいるか等、顧客の意向・情報を把握し、顧客の意向に基づいた適切な商品選択を確保する。</p>	<p><u>No2026-004</u> 1. 顧客対応 (2)意向把握・確認義務 ③契約締結時の同意記録 <対象代理店> <u>共通(自賠償のみ代理店を除く)</u></p> <p><目的> 顧客がどのような補償内容を望んでいるか等、顧客の意向・情報を把握し、顧客の意向に基づいた適切な<u>商品選択の機会</u>を確保する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・連番の変更 ・自賠償保険のみ取扱代理店の項目見直し ・誤字の修正
<p><u>No2025-005</u> 1. 顧客対応 (3)情報提供義務 ①募集人の権限等に関する説明 (新設)</p>	<p><u>No2026-005</u> 1. 顧客対応 (3)情報提供義務 ①募集人の権限等に関する説明</p> <p><No(自賠償のみ)> <u>2026-J02</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・連番の変更 ・回答シート(自賠償のみ代理店)新設に伴う追加
<p><u>No2025-006</u> 1. 顧客対応 (3)情報提供義務 ②重要事項説明 <対象代理店> 共通</p>	<p><u>No2026-006</u> 1. 顧客対応 (3)情報提供義務 ②重要事項説明 <対象代理店> <u>共通(自賠償のみ代理店を除く)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・連番の変更 ・自賠償保険のみ取扱代理店の項目見直し
<p><u>No2025-007</u> 1. 顧客対応 (3)情報提供義務 ③比較推奨販売 <対象代理店> <u>乗合代理店または生保・少短代理店を兼業する代理店</u></p>	<p><u>No2026-007</u> 1. 顧客対応 (3)情報提供義務 ③比較推奨販売 <対象代理店> <u>二以上の比較可能な同種の保険商品取扱う乗合代理店または生保・少短代理店を兼業する代理店(自賠償のみ代理店を除く)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・連番の変更 ・明確化のため修正
<p><u>No2025-008</u> 1. 顧客対応 (4)募集時の禁止行為・著しく不適当な行為 ①保険募集管理全般</p>	<p><u>No2026-008</u> 1. 顧客対応 (4)募集時の禁止行為・著しく不適当な行為 ①保険募集管理全般</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・連番の変更

現 行	改 訂	備 考
(新設)	<No(自賠償のみ)> <u>2026-J03</u>	・回答シート(自賠償のみ代理店)新設に伴う追加
<u>No2025-009</u> 1. 顧客対応 (4)募集時の禁止行為・著しく不適当な行為 ②保険料の取扱い (新設)	<u>No2026-009</u> 1. 顧客対応 (4)募集時の禁止行為・著しく不適当な行為 ②保険料の取扱い <No(自賠償のみ)> <u>2026-J04</u>	・連番の変更 ・回答シート(自賠償のみ代理店)新設に伴う追加
<u>No2025-10</u> 1. 顧客対応 (4)募集時の禁止行為・著しく不適当な行為 ③特別利益の提供の禁止 (新設)	<u>No2026-010</u> 1. 顧客対応 (4)募集時の禁止行為・著しく不適当な行為 ③特別利益の提供の禁止 <No(自賠償のみ)> <u>2026-J05</u>	・連番の変更 ・回答シート(自賠償のみ代理店)新設に伴う追加
<u>No2025-011</u> 1. 顧客対応 (4)募集時の禁止行為・著しく不適当な行為 ④団体契約、団体扱・集団扱契約 <対象代理店> 共通(自賠償のみ委託代理店を除く) <確認資料例> (新設) (略)	<u>No2026-011</u> 1. 顧客対応 (4)募集時の禁止行為・著しく不適当な行為 ④団体契約、団体扱・集団扱契約 <対象代理店> 共通(自賠償のみ代理店を除く) <確認資料例> ◆「加入者要件」や「定足数」等について管理している資料 (略)	・連番の変更 ・字句の修正 ・例示の追加
<u>No2025-012</u> 1. 顧客対応 (4)募集時の禁止行為・著しく不適当な行為 ⑤不適切な便宜供与の禁止(★) (新設)	<u>No2026-012</u> 1. 顧客対応 (4)募集時の禁止行為・著しく不適当な行為 ⑤過度の便宜供与の禁止(★) <No(自賠償のみ)> <u>2026-J06</u>	・連番の変更 ・法令等の改正を踏まえた修正 ・回答シート(自賠償のみ代理店)新設に伴う追加
<u>No2025-013</u> 1. 顧客対応 (4)募集時の禁止行為・著しく不適当な行為 ⑥利	<u>No2026-013</u> 1. 顧客対応 (4)募集時の禁止行為・著しく不適当な行為 ⑥利益	・連番の変更

現 行	改 訂	備 考
<p>益相反管理(★) (新設)</p> <p><目的> 保険金関連事業(※)など、<u>他業との間に利益相反が生じ得る兼業代理店</u>において、自らの利益を得るために保険会社に対して過剰な修理費等を請求するといった行為や、<u>代理店が紹介料を受領する行為</u>により、顧客の利益が害されることを防止する。 (略)</p>	<p>相反管理(★) <No(自賠償のみ)> <u>2026-J07</u></p> <p><目的> 保険金関連事業(※)など、<u>他業との間に利益相反が生じ得る兼業代理店や紹介料を受領するケースがある代理店</u>において、自らの利益を得るために保険会社に対して過剰な修理費等を請求するといった行為や、<u>紹介料を受領する行為</u>により、顧客の利益が害されることを防止する。 (略)</p>	<p>・回答シート(自賠償のみ代理店)新設に伴う追加</p> <p>・明確化のため修正</p> <p>・字句の修正</p>
<p><u>No2025-014</u> 1. 顧客対応 (4)募集時の禁止行為・著しく不適当な行為 ⑦自己契約・特定契約 (新設)</p>	<p><u>No2026-014</u> 1. 顧客対応 (4)募集時の禁止行為・著しく不適当な行為 ⑦自己契約・特定契約 <No(自賠償のみ)> <u>2026-J08</u></p>	<p>・連番の変更</p> <p>・回答シート(自賠償のみ代理店)新設に伴う追加</p>
<p><u>No2025-015</u> 1. 顧客対応 (4)募集時の禁止行為・著しく不適当な行為 ⑧独占禁止法遵守 <対象代理店> 共通 <主な着眼点> <u>「独占禁止法」</u>を遵守しているか。特に「不当な取引制限の禁止」および「不公正な取引方法の禁止」の観点に留意した対応を行っているか。</p>	<p><u>No2026-015</u> 1. 顧客対応 (4)募集時の禁止行為・著しく不適当な行為 ⑧独占禁止法遵守 <対象代理店> 共通(<u>自賠償のみ代理店を除く</u>) <主な着眼点> <u>独占禁止法</u>を遵守しているか。特に「不当な取引制限の禁止」および「不公正な取引方法の禁止」の観点に留意した対応を行っているか。</p>	<p>・連番の変更</p> <p>・自賠償保険のみ取扱代理店の項目見直し</p> <p>・字句の修正</p>
<p><u>No2025-16</u> 1. 顧客対応 (4)募集時の禁止行為・著しく不適当な行為 ⑨取</p>	<p><u>No2026-16</u> 1. 顧客対応 (4)募集時の禁止行為・著しく不適当な行為 ⑨取引</p>	<p>・連番の変更</p>

現 行	改 訂	備 考
<p>引時確認 <対象代理店> 共通(自賠償のみ委託代理店を除く)</p>	<p>時確認 <対象代理店> 共通(自賠償のみ代理店を除く)</p>	<p>・字句の修正</p>
<p><u>No2025-017</u> 1. 顧客対応 (5)高齢者募集 <対象代理店> 共通</p>	<p><u>No2026-017</u> 1. 顧客対応 (5)高齢者募集 <対象代理店> 共通(自賠償のみ代理店を除く)</p>	<p>・連番の変更 ・自賠償保険のみ取扱代理店の項目見直し</p>
<p><u>No2025-018</u> 1. 顧客対応 (6)障がい者募集 <対象代理店> 共通</p>	<p><u>No2026-018</u> 1. 顧客対応 (6)障がい者募集 <対象代理店> 共通(自賠償のみ代理店を除く)</p>	<p>・連番の変更 ・自賠償保険のみ取扱代理店の項目見直し</p>
<p><u>No2025-019</u> 1. 顧客対応 (7)顧客の利便性向上に向けた態勢整備状況 <対象代理店> 共通</p>	<p><u>No2026-019</u> 1. 顧客対応 (7)顧客の利便性向上に向けた態勢整備状況 <対象代理店> 共通(自賠償のみ代理店を除く)</p>	<p>・連番の変更 ・自賠償保険のみ取扱代理店の項目見直し</p>
<p><u>No2025-020</u> 1. 顧客対応 (8)募集資料等の適切な管理 ①募集文書 <対象代理店> 共通</p>	<p><u>No2026-020</u> 1. 顧客対応 (8)募集資料等の適切な管理 ①募集文書 <対象代理店> 共通(自賠償のみ代理店を除く)</p>	<p>・連番の変更 ・自賠償保険のみ取扱代理店の項目見直し</p>
<p><u>No2025-021</u> 1. 顧客対応 (8)募集資料等の適切な管理 ②代理店ホームページ (新設)</p>	<p><u>No2026-021</u> 1. 顧客対応 (8)募集資料等の適切な管理 ②代理店ホームページ <No(自賠償のみ)></p>	<p>・連番の変更 ・回答シート(自賠償の)</p>

現 行	改 訂	備 考
	<u>2026-J09</u>	み代理店)新設に伴う追加
<u>No2025-022</u> 1. 顧客対応 (9)勧誘方針 (新設)	<u>No2026-022</u> 1. 顧客対応 (9)勧誘方針 <No(自賠償のみ)> <u>2026-J10</u>	・連番の変更 ・回答シート(自賠償のみ代理店)新設に伴う追加
<u>No2025-023</u> 1. 顧客対応 (10)募集人に対する教育・管理・指導 (新設)	<u>No2026-023</u> 1. 顧客対応 (10)募集人に対する教育・管理・指導 <No(自賠償のみ)> <u>2026-J11</u>	・連番の変更 ・回答シート(自賠償のみ代理店)新設に伴う追加
<u>No2025-024</u> 2. アフターフォロー (1)契約管理 ①満期管理 <対象代理店> 共通	<u>No2026-024</u> 2. アフターフォロー (1)契約管理 ①満期管理 <対象代理店> 共通(<u>自賠償のみ代理店を除く</u>)	・連番の変更 ・自賠償保険のみ取扱代理店の項目見直し
<u>No2025-025</u> 2. アフターフォロー (1)契約管理 ②契約保全 <対象代理店> 共通	<u>No2026-025</u> 2. アフターフォロー (1)契約管理 ②契約保全 <対象代理店> 共通(<u>自賠償のみ代理店を除く</u>)	・連番の変更 ・自賠償保険のみ取扱代理店の項目見直し
<u>No2025-026</u> 2. アフターフォロー (2)保険事故発生時の対応 <対象代理店> 共通	<u>No2026-026</u> 2. アフターフォロー (2)保険事故発生時の対応 <対象代理店> 共通(<u>自賠償のみ代理店を除く</u>)	・連番の変更 ・自賠償保険のみ取扱代理店の項目見直し

現 行	改 訂	備 考
<p><u>No2025-027</u> 2. アフターフォロー (3)苦情の対応・管理(★) (新設)</p>	<p><u>No2026-027</u> 2. アフターフォロー (3)苦情の対応・管理(★) <No(自賠償のみ)> <u>2026-J12</u></p>	<p>・連番の変更 ・回答シート(自賠償のみ代理店)新設に伴う追加</p>
<p><u>No2025-028</u> 2. アフターフォロー (4)更改(継続)率等の把握・分析 <対象代理店> 共通</p>	<p><u>No2026-028</u> 2. アフターフォロー (4)更改(継続)率等の把握・分析 <対象代理店> 共通(<u>自賠償のみ代理店を除く</u>)</p>	<p>・連番の変更 ・自賠償保険のみ取扱代理店の項目見直し</p>
<p><u>No2025-029</u> 3. 個人情報保護 (1)個人情報管理(★) (新設)</p>	<p><u>No2026-029</u> 3. 個人情報保護 (1)個人情報管理(★) <No(自賠償のみ)> <u>2026-J13</u></p>	<p>・連番の変更 ・回答シート(自賠償のみ代理店)新設に伴う追加</p>
<p><u>No2025-030</u> 3. 個人情報保護 (2)個人情報保護に係るシステム面の整備(★) (新設) <確認資料例> (略) ◆自社業務利用機器等に関する運用ルールがわかる資料(社内規則等)</p>	<p><u>No2026-030</u> 3. 個人情報保護 (2)個人情報保護に係るシステム面の整備(★) <No(自賠償のみ)> <u>2026-J14</u> <確認資料例> (略) ◆自社業務利用機器等に関する運用ルールがわかる資料(社内規則等)</p>	<p>・連番の変更 ・回答シート(自賠償のみ代理店)新設に伴う追加 ・誤字の修正</p>
<p><u>No2025-031</u> 4. ガバナンス (1)コーポレートガバナンスに関する態勢整備 ① 適切な業務(会社)運営</p>	<p><u>No2026-031</u> 4. ガバナンス (1)コーポレートガバナンスに関する態勢整備 ① 適切な業務(会社)運営</p>	<p>・連番の変更</p>

現 行	改 訂	備 考
<p>(新設)</p> <p><確認資料例> (略)</p> <p>◆自己点検実施日直近年度の決算報告書 (<u>B/S・P/L</u>・株主資本等変動計算書・個別注記表)</p>	<p><No(自賠償のみ)> <u>2026-J15</u></p> <p><確認資料例> (略)</p> <p>◆自己点検実施日直近年度の決算報告書 (<u>貸借対照表・損益計算書</u>・株主資本等変動計算書・個別注記表)</p>	<p>・回答シート(自賠償のみ代理店)新設に伴う追加</p> <p>・字句の修正</p>
<p><u>No2025-032</u></p> <p>4. ガバナンス (1)コーポレートガバナンスに関する態勢整備 ② ディスクロージャーの適切な配備 <対象代理店> 共通</p>	<p><u>No2026-032</u></p> <p>4. ガバナンス (1)コーポレートガバナンスに関する態勢整備 ② ディスクロージャーの適切な配備 <対象代理店> 共通(<u>自賠償のみ代理店を除く</u>)</p>	<p>・連番の変更</p> <p>・自賠償保険のみ取扱代理店の項目見直し</p>
<p><u>No2025-033</u></p> <p>4. ガバナンス (1)コーポレートガバナンスに関する態勢整備 ③ 自己点検・内部監査 (新設)</p>	<p><u>No2026-033</u></p> <p>4. ガバナンス (1)コーポレートガバナンスに関する態勢整備 ③ 自己点検・内部監査 <No(自賠償のみ)> <u>2026-J16</u></p>	<p>・連番の変更</p> <p>・回答シート(自賠償のみ代理店)新設に伴う追加</p>
<p><u>No2025-034</u></p> <p>4. ガバナンス (1)コーポレートガバナンスに関する態勢整備 ④ 反社会的勢力に対する業務運営 (新設)</p>	<p><u>No2026-034</u></p> <p>4. ガバナンス (1)コーポレートガバナンスに関する態勢整備 ④ 反社会的勢力に対する業務運営 <No(自賠償のみ)> <u>2026-J17</u></p>	<p>・連番の変更</p> <p>・回答シート(自賠償のみ代理店)新設に伴う追加</p>
<p><u>No2025-035</u></p> <p>4. ガバナンス (1)コーポレートガバナンスに関する態勢整備 ⑤ 経営理念・経営計画</p>	<p><u>No2026-035</u></p> <p>4. ガバナンス (1)コーポレートガバナンスに関する態勢整備 ⑤ 経営理念・経営計画</p>	<p>・連番の変更</p>

現 行	改 訂	備 考
<p><対象代理店> 共通</p>	<p><対象代理店> 共通<u>(自賠償のみ代理店を除く)</u></p>	<p>・自賠償保険のみ取扱代理店の項目見直し</p>
<p><u>No2025-036</u> 4. ガバナンス (1)コーポレートガバナンスに関する態勢整備 ⑥ 社内規則等の策定 (新設)</p>	<p><u>No2026-036</u> 4. ガバナンス (1)コーポレートガバナンスに関する態勢整備 ⑥ 社内規則等の策定 <No(自賠償のみ)> <u>2026-J18</u></p>	<p>・連番の変更 ・回答シート(自賠償のみ代理店)新設に伴う追加</p>
<p><u>No2025-037</u> 4. ガバナンス (1)コーポレートガバナンスに関する態勢整備 ⑦ 業務継続計画(BCP)の策定 <対象代理店> 共通</p>	<p><u>No2026-037</u> 4. ガバナンス (1)コーポレートガバナンスに関する態勢整備 ⑦ 業務継続計画(BCP)の策定 <対象代理店> 共通<u>(自賠償のみ代理店を除く)</u></p>	<p>・連番の変更 ・自賠償保険のみ取扱代理店の項目見直し</p>
<p><u>No2025-038</u> 4. ガバナンス (1)コーポレートガバナンスに関する態勢整備 ⑧ 規模が大きい特定保険募集人の対応 (新設)</p>	<p><u>No2026-038</u> 4. ガバナンス (1)コーポレートガバナンスに関する態勢整備 ⑧ 規模が大きい特定保険募集人の対応 <No(自賠償のみ)> <u>2026-J19</u></p>	<p>・連番の変更 ・回答シート(自賠償のみ代理店)新設に伴う追加</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>No2026-039</u> 4. ガバナンス (1)コーポレートガバナンスに関する態勢整備 ⑨ <u>銀行等による保険募集に係る弊害防止措置</u> <対象代理店> <u>銀行等代理店</u> <目的> <u>保険業法等に従い、銀行等による保険募集に係る弊害防止措置を</u></p>	<p>・点検項目の追加</p>

現 行	改 訂	備 考
	<p>講じることにより、顧客の利益を保護する。</p> <p><主な着眼点> 法令等に基づき、銀行等による保険募集に係る弊害防止措置を適切に講じているか。</p> <p><確認資料例> ◆保険募集指針◆業務分担表◆顧客説明書面・事前同意書◆保険募集に係る弊害防止措置について定めた規程・マニュアル等</p> <p><評価指針> <u>Ⅱ-2-4-1-9</u></p>	
<p><u>No2025-039</u></p> <p>4. ガバナンス (1)コーポレートガバナンスに関する態勢整備 ⑨ 共同募集を行っている場合の対応 <対象代理店> 共同募集を取り扱う代理店</p> <p><評価指針> <u>Ⅱ-2-4-1-9</u></p>	<p><u>No2026-040</u></p> <p>4. ガバナンス (1)コーポレートガバナンスに関する態勢整備 ⑩ 共同募集を行っている場合の対応 <対象代理店> 共同募集を取り扱う代理店 (<u>自賠償のみ代理店を除く</u>)</p> <p><評価指針> <u>Ⅱ-2-4-1-10</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・連番の変更 ・評価指針改正に伴う修正 ・自賠償保険のみ取扱代理店の項目見直し ・評価指針改正に伴う修正
<p><u>No2025-040</u></p> <p>4. ガバナンス (1)コーポレートガバナンスに関する態勢整備 ⑩ 募集関連行為委託等の対応 (新設)</p> <p><主な着眼点> (募集関連行為を第三者に委託等する場合) <u>その</u> 従事者が保険募集に該当するような行為におよぶ等、不適切な行為が行われない</p>	<p><u>No2026-041</u></p> <p>4. ガバナンス (1)コーポレートガバナンスに関する態勢整備 ⑪ 募集関連行為委託等の対応 <No(自賠償のみ)> <u>2026-J20</u></p> <p><主な着眼点> (募集関連行為を第三者に委託等する場合) <u>募集関連行為</u> 従事者が保険募集に該当するような行為におよぶ等、不適切な行為が行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・連番の変更 ・評価指針改正に伴う修正 ・回答シート(自賠償のみ代理店)新設に伴う追加 ・字句の修正

現 行	改 訂	備 考
<p>よう指導等を行っているか。</p> <p><評価指針></p> <p><u>II-2-4-1-10</u></p>	<p>われないう指導等を行っているか。</p> <p><評価指針></p> <p><u>II-2-4-1-11</u></p>	<p>・評価指針改正に伴う修正</p>
<p><u>No2025-041</u></p> <p>4. ガバナンス (1)コーポレートガバナンスに関する態勢整備 ⑪ 保険募集人指導事業(フランチャイズ事業等) (新設)</p> <p><評価指針></p> <p><u>II-2-4-1-11</u></p>	<p><u>No2026-042</u></p> <p>4. ガバナンス (1)コーポレートガバナンスに関する態勢整備 ⑫ 保険募集人指導事業(フランチャイズ事業等) <No(自賠償のみ)> <u>2026-J21</u></p> <p><評価指針></p> <p><u>II-2-4-1-12</u></p>	<p>・連番の変更</p> <p>・評価指針改正に伴う修正</p> <p>・回答シート(自賠償のみ代理店)新設に伴う追加</p> <p>・評価指針改正に伴う修正</p>
<p><u>No2025-042</u></p> <p>4. ガバナンス (1)コーポレートガバナンスに関する態勢整備⑫ テレマーケティングを行っている場合の対応 <対象代理店> テレマーケティングを行う代理店</p> <p><評価指針></p> <p><u>II-2-4-1-12</u></p>	<p><u>No2026-043</u></p> <p>4. ガバナンス (1)コーポレートガバナンスに関する態勢整備 ⑬ テレマーケティングを行っている場合の対応 <対象代理店> テレマーケティングを行う代理店(<u>自賠償のみ代理店を除く</u>)</p> <p><評価指針></p> <p><u>II-2-4-1-13</u></p>	<p>・連番の変更</p> <p>・評価指針改正に伴う修正</p> <p>・自賠償保険のみ取扱代理店の項目見直し</p> <p>・評価指針改正に伴う修正</p>
<p><u>No2025-043</u></p> <p>4. ガバナンス (2)コンプライアンス推進に係る態勢整備 ①募集人の資格取得・管理 <対象代理店> 共通(店主・代表者のみ募集代理店を除く)</p>	<p><u>No2026-044</u></p> <p>4. ガバナンス (2)コンプライアンス推進に係る態勢整備 ①募集人の資格取得・管理 <対象代理店> 共通(店主・代表者のみ募集代理店・<u>自賠償のみ代理店を除く</u>)</p>	<p>・連番の変更</p> <p>・自賠償保険のみ取扱代理店の項目見直し</p>

現 行	改 訂	備 考
<p>No2025-044 4. ガバナンス (2)コンプライアンス推進に係る態勢整備 ②代理店登録 (新設)</p>	<p>No2026-045 4. ガバナンス (2)コンプライアンス推進に係る態勢整備 ②代理店登録 <No(自賠償のみ)> 2026-J22</p>	<p>・連番の変更 ・回答シート(自賠償のみ代理店)新設に伴う追加</p>
<p>No2025-045 4. ガバナンス (2)コンプライアンス推進に係る態勢整備 ③募集人届出 (新設)</p>	<p>No2026-046 4. ガバナンス (2)コンプライアンス推進に係る態勢整備 ③募集人届出 <No(自賠償のみ)> 2026-J23</p>	<p>・連番の変更 ・回答シート(自賠償のみ代理店)新設に伴う追加</p>
<p>No2025-046 4. ガバナンス (2)コンプライアンス推進に係る態勢整備 ④不適切事案(含む懸念事項)への対応態勢の整備 (新設)</p>	<p>No2026-047 4. ガバナンス (2)コンプライアンス推進に係る態勢整備 ④不適切事案(含む懸念事項)への対応態勢の整備 <No(自賠償のみ)> 2026-J24</p>	<p>・連番の変更 ・回答シート(自賠償のみ代理店)新設に伴う追加</p>
<p>No2025-047 4. ガバナンス (2)コンプライアンス推進に係る態勢整備 (3)従業員管理・従業員満足度向上に向けた取組み (新設)</p>	<p>No2026-048 4. ガバナンス (2)コンプライアンス推進に係る態勢整備 (3)従業員管理・従業員満足度向上に向けた取組み <No(自賠償のみ)> 2026-J25</p>	<p>・連番の変更 ・回答シート(自賠償のみ代理店)新設に伴う追加</p>
<p>【回答シート】</p>	<p>【回答シート(一般代理店用)】</p>	<p>・シート名称を変更</p>
<p><回答選択方法> ラジオボタン式</p>	<p><回答選択方法> プルダウン式</p>	<p>・Excel 互換アプリケーションで編集する際の操作性向上</p>

現 行	改 訂	備 考
		※回答選択肢は、「半角英数字_(半角アンダーバー) 選択肢の内容」とする。例: 1_有、2_無など
<p>オレンジ色のセルは必須回答です。選択または記載してください。オレンジ色の記述式回答欄について、記載すべきものがない場合は「なし」と記載してください。</p> <p>水色のセルは任意回答です。必要に応じて記載してください。 (新設)</p>	<p>◆オレンジ色のセルは必須回答です。選択または記載してください。オレンジ色の記述式回答欄について、記載すべきものがない場合は「なし」と記載してください。</p> <p>◆水色のセルは任意回答です。必要に応じて記載してください。</p> <p>◆<u>回答にあたっては、「留意事項シート」の「回答シートの項目説明」を参照してください。</u></p> <p>※<u>乗合代理店においては、すべての乗合会社の状況を踏まえて回答してください。</u></p> <p>※<u>別個登録を有する代理店(主たる事務所と従たる事務所が別個に登録されている代理店)においては、原則、別個登録単位で回答してください。</u></p>	<p>・明確化のため追加</p>
<u><区分></u>	(削除)	<p>・一覧シートとの重複解消</p>
<u><対象代理店></u>	(削除)	<p>・一覧シートとの重複解消</p>
<u><評価指針></u>	(削除)	<p>・一覧シートへ移設</p>
<u><対象外選択理由></u>	(削除)	<p>・回答選択肢の変更に伴う廃止</p>
<u><自己評価></u>	(削除)	<p>・回答選択肢の変更に伴う廃止</p>
<p><u><回答></u> <u>はい</u></p>	<p><u><回答></u> <u>A_取り組んでおり、課題はない</u></p>	<p>・明確化のため修正</p>

現 行	改 訂	備 考
<p><u>いいえ</u> <u>対象外</u></p>	<p><u>B_取り組んでいるが、課題がある</u> <u>C_取り組んでいない</u> <u>D_対象となる業務がない</u> <u>E_判断できない</u></p>	
<p><u>No2025-001</u> 1. 顧客対応 (1)法令等遵守・顧客本位の業務運営・顧客最善利益義務</p>	<p><u>2026-001</u> 法令等遵守・顧客本位の業務運営・顧客最善利益<u>勸業義務</u></p>	<p>・連番の変更 ・字句の修正</p>
<p><u>No2025-002</u> 1. 顧客対応 (2)意向把握・確認義務 ①意向把握・意向確認 <設問> ③契約後の顧客との接点を通じ、契約内容が意向と合致しているか、意向に変化がないか等を確認し、必要な商品・サービスを提案する取組みを行っている。</p>	<p><u>2026-002</u> 意向把握・意向確認 <設問> ③<u>商品の特性に応じて</u>、契約後の顧客との接点を通じ、契約内容が意向と合致しているか、意向に変化がないか等を確認し、必要な商品・サービスを提案する取組みを行っている。</p>	<p>・連番の変更 ・明確化のため修正</p>
<p><u>No2025-003</u> 1. 顧客対応 (2)意向把握・確認義務 ②補償重複の防止</p>	<p><u>2026-003</u> 補償重複の防止</p>	<p>・連番の変更</p>
<p><u>No2025-004</u> 1. 顧客対応 (2)意向把握・確認義務 ③契約締結時の同意記録</p>	<p><u>2026-004</u> 契約締結時の同意記録</p>	<p>・連番の変更</p>
<p><u>No2025-005</u> 1. 顧客対応 (3)情報提供義務 ①募集人の権限等に関する説明</p>	<p><u>2026-005</u> 募集人の権限等に関する説明</p>	<p>・連番の変更</p>
<p><u>No2025-006</u> 1. 顧客対応 (3)情報提供義務 ②重要事項説明 <設問> ②契約締結前に「契約概要」および「注意喚起情報」を記載した「重要事項説明書」等を顧客に交付し、少なくとも以下の3項目を口頭にて説明している。</p>	<p><u>2026-006</u> 重要事項説明 <設問> ②契約締結前に「契約概要」および「注意喚起情報」を記載した「重要事項説明書」等を顧客に交付し、少なくとも以下の3項目を口頭(※)にて説明している。</p>	<p>・連番の変更 ・明確化のため修正</p>

現 行	改 訂	備 考
(新設) (略)	<p><u>※非対面募集の場合は、保険会社の定めたルールに則した対応を行っている。</u></p> <p>(略)</p>	
<p><u>No2025-007</u> 1. 顧客対応 (3)情報提供義務 ③比較推奨販売 <設問> ①顧客等の最善の利益の<u>勘案義務も踏まえ</u>、自己の利益を優先させることなく、顧客に対して誠実かつ公正に商品を推奨している。</p>	<p><u>2026-007</u> 比較推奨販売 <設問> ①顧客等の最善の利益を<u>勘案し</u>、自己の利益を優先させることなく、顧客に対して誠実かつ公正に商品を推奨している。</p>	<p>・連番の変更</p> <p>・字句の修正</p>
<p><u>No2025-008</u> 1. 顧客対応 (4)募集時の禁止行為・著しく不適当な行為 ①保険募集管理全般</p>	<p><u>2026-008</u> 保険募集管理全般</p>	<p>・連番の変更</p>
<p><u>No2025-009</u> 1. 顧客対応 (4)募集時の禁止行為・著しく不適当な行為 ②保険料の取扱い <設問> ①保険契約の締結と同時に<u>(分割払保険料については払込期日までに)</u>、保険料の全額を現金、小切手または振込により領収する場合、所属保険会社の規定等に従って適切に取り扱っている。また、正当な理由<u>なく</u>以下の<u>行為</u>を行っていない。</p> <p>(略)</p> <p>・保険料の振替口座を保険契約者以外<u>の名義</u>の口座とする。</p>	<p><u>2026-009</u> 保険料の取扱い <設問> ①保険契約の締結と同時に保険料の全額を現金、小切手または振込により領収する場合<u>(分割払保険料については払込期日までに領収する場合を含む)</u>、所属保険会社の規定等に従って適切に取り扱っている。また、正当な理由<u>がない限り</u>以下の<u>ような不適切な取扱い</u>を行っていない。</p> <p>(略)</p> <p>・保険料の振替口座を、保険契約者<u>本人名義(または所属保険会社の規定等で定める名義)</u>以外の口座とする。</p>	<p>・連番の変更</p> <p>・字句の修正</p>
<p><u>No2025-010</u> 1. 顧客対応 (4)募集時の禁止行為・著しく不適当な行為 ③特</p>	<p><u>2026-010</u> 特別利益の提供の禁止</p>	<p>・連番の変更</p>

現 行	改 訂	備 考
<p>別利益の提供の禁止 <設問> ①(略) 【禁止行為の具体例】 (略) (新設)</p>	<p><設問> ①(略) 【禁止行為の具体例】 (略) <u>・募集人が本人または同一生計家族の契約を取り扱った場合に、当該契約の対価として、募集人に対して報酬を支払った。</u></p>	<p>・例示の追加</p>
<p><u>No2025-011</u> 1. 顧客対応 (4)募集時の禁止行為・著しく不適当な行為 ④団 体契約、団体扱・集団扱契約</p>	<p><u>2026-011</u> 団体契約、団体扱・集団扱契約</p>	<p>・連番の変更</p>
<p><u>No2025-012</u> 1. 顧客対応 (4)募集時の禁止行為・著しく不適当な行為 ⑤不 <u>適切な便宜供与の禁止</u> <設問> ①保険契約のシェア判断や保険商品の優先的な取扱い、<u>販売量 等</u>に影響させることを示して(黙示を含む)、以下の行為を行って いない。 (新設) 【行為類型と具体例】 ※例示であり、下記に限定されない。 ●保険会社に物品等の購入・賃借を求める<u>こと</u> (略) (新設) <u>②所属保険会社の社員に実質的な保険募集を行わせる行為を行 っていない。(いわゆる社員代行)</u> <u>【具体例】</u></p>	<p><u>2026-012</u> <u>過度の便宜供与の禁止</u> <設問> ①保険契約のシェア判断や保険商品の優先的な取扱い、<u>販売量等</u> <u>(※)</u>に影響させることを示して(黙示を含む)、以下の行為を行っ ていない。 <u>※専属代理店の場合、専属を維持することを含む</u> 【行為類型と具体例】 ※例示であり、下記に限定されない。 ●保険会社に物品等の購入・賃借を求める (略) ●<u>保険会社社員に実質的な保険募集を行わせる(いわゆる社員代行)</u> <u>※いずれも保険代理店において保険料試算や契約計上を行えな い保険種類は除く。</u> <u>・保険料試算・契約申込書の作成</u> <u>・契約の計上</u> (削除)</p>	<p>・連番の変更 ・法令等の改正を踏ま えた修正 ・明確化のため修正 ・字句の修正 ・設問②からの移設 ・設問①に移設</p>

現 行	改 訂	備 考																
<p>※いずれも特殊契約は除く。 <u>・見積もり・契約申込書の作成</u> <u>・契約の計上</u> <u>③～⑤(略)</u></p>	<p><u>②～④(略)</u></p>																	
<p><u>No2025-013</u> 1. 顧客対応 (4)募集時の禁止行為・著しく不適当な行為 ⑥利益相反管理 <設問> ①(略) 【利益相反のおそれがある行為の具体例】</p> <table border="1" data-bbox="129 608 943 788"> <thead> <tr> <th>保険金関連事業</th> <th>利益相反のおそれがある行為の具体例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車修理工場を兼業する場合</td> <td>自動車修理費等の請求</td> </tr> <tr> <td>建設業等を兼業する場合</td> <td>自然災害時の建物修理費用等の請求</td> </tr> <tr> <td>不動産管理会社等を兼業する場合</td> <td>不動産修繕費等の請求</td> </tr> <tr> <td>ロードアシスタンス業を兼業する場合</td> <td>自動車事故時の代車・レッカー費用等の請求</td> </tr> <tr> <td>旅行代理店を兼業する場合</td> <td>救援者の旅行費等の請求</td> </tr> <tr> <td>小売業を兼業する場合</td> <td>携行品損害の事故による代替品の購入費等の請求</td> </tr> <tr> <td>動物病院を兼業する場合</td> <td>ペットの手術費用等の請求</td> </tr> </tbody> </table> <p>(新設)</p>	保険金関連事業	利益相反のおそれがある行為の具体例	自動車修理工場を兼業する場合	自動車修理費等の請求	建設業等を兼業する場合	自然災害時の建物修理費用等の請求	不動産管理会社等を兼業する場合	不動産修繕費等の請求	ロードアシスタンス業を兼業する場合	自動車事故時の代車・レッカー費用等の請求	旅行代理店を兼業する場合	救援者の旅行費等の請求	小売業を兼業する場合	携行品損害の事故による代替品の購入費等の請求	動物病院を兼業する場合	ペットの手術費用等の請求	<p><u>No2026-013</u> 利益相反管理 <設問> ①(略) 【利益相反のおそれがある行為の具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>自動車修理工場を兼業する場合における自動車修理費等の請求</u> ・<u>建設業等を兼業する場合における自然災害時の建物修理費用等の請求</u> ・<u>不動産管理会社等を兼業する場合における不動産修繕費等の請求</u> ・<u>ロードアシスタンス業を兼業する場合における自動車事故時の代車・レッカー費用等の請求</u> ・<u>旅行代理店を兼業する場合における救援者の旅行費等の請求</u> ・<u>小売業を兼業する場合における携行品損害の事故による代替品の購入費等の請求</u> ・<u>動物病院を兼業する場合におけるペットの手術費用等の請求</u> ・<u>自動車修理業者やレンタカー会社等を斡旋し(※)、紹介料を受領</u> <u>※自動車修理工場を兼業する代理店において、一部の修理を外注することを含む</u> 	<p>・連番の変更</p> <p>・例示の追加にともなう表記の変更</p> <p>・例示の追加</p>
保険金関連事業	利益相反のおそれがある行為の具体例																	
自動車修理工場を兼業する場合	自動車修理費等の請求																	
建設業等を兼業する場合	自然災害時の建物修理費用等の請求																	
不動産管理会社等を兼業する場合	不動産修繕費等の請求																	
ロードアシスタンス業を兼業する場合	自動車事故時の代車・レッカー費用等の請求																	
旅行代理店を兼業する場合	救援者の旅行費等の請求																	
小売業を兼業する場合	携行品損害の事故による代替品の購入費等の請求																	
動物病院を兼業する場合	ペットの手術費用等の請求																	
<p><u>No2025-014</u> 1. 顧客対応 (4)募集時の禁止行為・著しく不適当な行為 ⑦自己契約・特定契約</p>	<p><u>2026-014</u> 自己契約・特定契約</p>	<p>・連番の変更</p>																
<p><u>No2025-015</u> 1. 顧客対応 (4)募集時の禁止行為・著しく不適当な行為 ⑧独占禁止法遵守</p>	<p><u>2026-015</u> 独占禁止法遵守</p>	<p>・連番の変更</p>																

現 行	改 訂	備 考
<p><u>No2025-016</u> 1. 顧客対応 (4) 募集時の禁止行為・著しく不適当な行為 ⑨取引時確認</p>	<p><u>2026-016</u> 取引時確認</p>	<p>・連番の変更</p>
<p><u>No2025-017</u> 1. 顧客対応 (5) 高齢者募集</p>	<p><u>2026-017</u> 高齢者募集</p>	<p>・連番の変更</p>
<p><u>No2025-018</u> 1. 顧客対応 (6) 障がい者募集</p>	<p><u>2025-018</u> 障がい者募集</p>	<p>・連番の変更</p>
<p><u>No2025-019</u> 1. 顧客対応 (7) 顧客の利便性向上に向けた態勢整備状況 <設問> ①対面・非対面募集の選択肢を顧客に説明し、要望に応じて対応している。 (略) <u>※「対面募集」とは、顧客と直接面前で募集を行うこと、「非対面募集」とは顧客と WEB 等を介して募集を行うことをさす。</u></p>	<p><u>2026-019</u> 顧客の利便性向上に向けた態勢整備状況 <設問> ①対面・非対面募集(※1)の選択肢を顧客に説明し、要望に応じて対応している(※2)。 <u>※1 「対面募集」とは、顧客と直接面前で募集を行うこと、「非対面募集」とは顧客と WEB 等を介して募集を行うことを指す。</u> <u>※2 非対面募集を前提とした保険商品を除く。</u> (略)</p>	<p>・連番の変更 ・明確化のため修正</p>
<p><u>No2025-020</u> 1. 顧客対応 (8) 募集資料等の適切な管理 ①募集文書</p>	<p><u>2026-020</u> 募集文書</p>	<p>・連番の変更</p>
<p><u>No2025-021</u> 1. 顧客対応 (8) 募集資料等の適切な管理 ②代理店ホームページ</p>	<p><u>2026-021</u> 代理店ホームページ</p>	<p>・連番の変更</p>
<p><u>No2025-022</u> 1. 顧客対応 (9) 勧誘方針</p>	<p><u>2026-022</u> 勧誘方針</p>	<p>・連番の変更</p>

現 行	改 訂	備 考
<p><u>No2025-023</u> 1. 顧客対応 (10)募集人に対する教育・管理・指導</p>	<p><u>2026-023</u> 募集人に対する教育・管理・指導</p>	<p>・連番の変更</p>
<p><u>No2025-024</u> 2. アフターフォロー (1)契約管理 ①満期管理</p>	<p><u>2026-024</u> 満期管理</p>	<p>・連番の変更</p>
<p><u>No2025-025</u> 2. アフターフォロー (1)契約管理 ②契約保全</p>	<p><u>2026-025</u> 契約保全</p>	<p>・連番の変更</p>
<p><u>No2025-026</u> 2. アフターフォロー (2)保険事故発生時の対応</p>	<p><u>2026-026</u> 保険事故発生時の対応</p>	<p>・連番の変更</p>
<p><u>No2025-027</u> 2. アフターフォロー (3)苦情の対応・管理 <設問> (略) ④苦情について経営層が報告を受け、必要に応じ社内共有化・再発防止策等を実施している。</p>	<p><u>2026-027</u> 苦情の対応・管理 <設問> (略) ④苦情について経営層が報告を受け、必要に応じ社内共有化・再発防止策等を実施している。<u>また、その実効性について定期的にチェック・改善を実施している。</u></p>	<p>・連番の変更 ・明確化のため修正</p>
<p><u>No2025-028</u> 2. アフターフォロー (4)更改(継続)率等の把握・分析</p>	<p><u>2026-028</u> 更改(継続)率等の把握・分析</p>	<p>・連番の変更</p>
<p><u>No2025-029</u> 3. 個人情報保護 (1)個人情報管理 <設問> ①【個人情報の理解】 代理店が取り扱う個人情報の種類や、個人情報が含まれる帳票等を正しく理解している。 ※個人情報の種類や、帳票等は<u>次ページ</u>「代理店が取り扱う個人情報の種類(例)」「個人情報が含まれる帳票等(例)」を参照</p>	<p><u>2026-029</u> 個人情報管理 <設問> ①【個人情報の理解】 代理店が取り扱う個人情報の種類や、個人情報が含まれる帳票等を正しく理解している。 ※個人情報の種類や、帳票等は「代理店が取り扱う個人情報の種類(例)」「個人情報が含まれる帳票等(例)」を参照</p>	<p>・連番の変更 ・字句の修正</p>

現 行	改 訂	備 考
<p>②～③(略)</p> <p>④【個人データ管理責任者等の設置】 個人データ管理責任者および個人データ管理者を設置している。 (略) ※大規模特定代理店の場合、個人データの取扱いの点検・改善等の監督を行う部署や合議制の委員会を設置している。</p> <p>⑤～⑪(略)</p> <p>⑫【個人情報の漏えい等の報告】 (略)</p> <p>大規模特定代理店の場合、個人情報の漏えい、滅失、毀損等を防止するため、情報セキュリティ対策に十分な知見を有する者(例えば、店主または保険募集の責任者等)により、定期的に社内点検・監査を実施している。</p> <p>⑬～⑭(略)</p>	<p>②～③(略)</p> <p>④【個人データ管理責任者等の設置】 個人データ管理責任者および個人データ管理者を設置している。 (略) ※規模が大きい特定保険募集人に該当する場合、個人データの取扱いの点検・改善等の監督を行う部署や合議制の委員会を設置している。</p> <p>⑤～⑪(略)</p> <p>⑫【個人情報の漏えい等の報告】 (略)</p> <p>規模が大きい特定保険募集人に該当する場合、個人情報の漏えい、滅失、毀損等を防止するため、情報セキュリティ対策に十分な知見を有する者(例えば、店主または保険募集の責任者等)により、定期的に社内点検・監査を実施している。</p> <p>⑬～⑭(略)</p>	<p>・字句の修正</p>
<p><u>No2025-030</u> 3. 個人情報保護 (2)個人情報保護に係るシステム面の整備</p>	<p><u>2026-030</u> 個人情報保護に係るシステム面の整備</p>	<p>・連番の変更</p>
<p><u>No2025-031</u> 4. ガバナンス (1)コーポレートガバナンスに関する態勢整備 ① 適切な業務(会社)運営 <設問> ②決算報告書(B/S、P/L、株主資本等変動計算書、個別注記表)を作成している。</p>	<p><u>2026-031</u> 適切な業務(会社)運営 <設問> ②決算報告書(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表)を作成している。</p>	<p>・連番の変更 ・字句の修正</p>
<p><u>No2025-032</u> 4. ガバナンス (1)コーポレートガバナンスに関する態勢整備 ② ディスクロージャーの適切な配備 <設問></p>	<p><u>2026-032</u> ディスクロージャーの適切な配備 <設問></p>	<p>・連番の変更</p>

現 行	改 訂	備 考
<p>①(略) ※保険会社のルールで備え置きの対象となっていない代理店は「<u>対象外</u>」を選択。</p>	<p>①(略) ※保険会社のルールで備え置きの対象となっていない代理店は「<u>対象となる業務がない</u>」を選択。</p>	<p>・回答選択肢の変更にともなう修正</p>
<p><u>No2025-033</u> 4. ガバナンス (1)コーポレートガバナンスに関する態勢整備 ③ 自己点検・内部監査 <設問> ③内部監査の実施について定めた規程等があり、責任者を明確に定めたいうで全拠点に対して定期的かつ適切に実施している。 (新設)</p> <p>(略) ※内部監査は、必ずしも独立した内部監査部門による監査が求められるものではなく、代理店の規模や業務特性に応じ、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ、実効性のあるものであるかを確認する。たとえば、「代理店主による教育・管理・指導が可能な規模」の場合は、代理店主が監査を実施する等が考えられる。</p>	<p><u>2026-033</u> 自己点検・内部監査 <設問> ③内部監査の実施について定めた規程等があり、責任者を明確に定めたいうで全拠点に対して定期的かつ適切に実施している。 ※内部監査は、必ずしも独立した内部監査部門による監査が求められるものではなく、代理店の規模や業務特性に応じ、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ、実効性のあるものであるかを確認する。たとえば、「代理店主による教育・管理・指導が可能な規模」の場合は、代理店主が監査を実施する等が考えられる。 (削除)</p>	<p>・連番の変更</p> <p>・欄外からの移設</p> <p>・設問③へ移設</p>
<p><u>No2025-034</u> 4. ガバナンス (1)コーポレートガバナンスに関する態勢整備 ④ 反社会的勢力に対する業務運営</p>	<p><u>2026-034</u> 反社会的勢力に対する業務運営</p>	<p>・連番の変更</p>
<p><u>No2025-035</u> 4. ガバナンス (1)コーポレートガバナンスに関する態勢整備 ⑤ 経営理念・経営計画</p>	<p><u>2026-035</u> 経営理念・経営計画</p>	<p>・連番の変更</p>
<p><u>No2025-036</u> 4. ガバナンス (1)コーポレートガバナンスに関する態勢整備 ⑥ 社内規則等の策定</p>	<p><u>2026-036</u> 社内規則等の策定</p>	<p>・連番の変更</p>

現 行	改 訂	備 考
<p><u>No2025-037</u> 4. ガバナンス (1)コーポレートガバナンスに関する態勢整備 ⑦ 業務継続計画(BCP)の策定 <設問> ① <u>大規模災害など</u>の発生を想定し、事業の優先順位、提供サービスレベル、復旧目標時期、代替策、発動基準が規定された保険事業に関する業務継続計画(BCP)を作成し、BCPが有効に機能するか定期的に訓練を実施している。</p>	<p><u>2026-037</u> 業務継続計画(BCP)の策定 <設問> ① <u>大規模災害など(※)</u>の発生を想定し、事業の優先順位、提供サービスレベル、復旧目標時期、代替策、発動基準が規定された保険事業に関する業務継続計画(BCP)を作成し、BCPが有効に機能するか定期的に訓練を実施している。 <u>※自然災害や感染症等のリスクに限らず、たとえば、個人代理店や募集人1名のみ代理店における事業継続が困難となるリスク(店主の急病等)を含む。</u></p>	<p>・連番の変更 ・明確化のため修正</p>
<p><u>No2025-038</u> 4. ガバナンス (1)コーポレートガバナンスに関する態勢整備 ⑧ 規模が大きい特定保険募集人の対応</p>	<p><u>2026-038</u> 規模が大きい特定保険募集人の対応</p>	<p>・連番の変更</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2026-039</u> 銀行等による保険募集に係る弊害防止措置 <設問> ① <u>法令等に基づき、以下の弊害防止措置に関する体制整備を講じているか。</u> ・<u>保険募集指針の策定・公表</u> ・<u>法令等遵守統括責任者・法令等遵守責任者の任命・配置</u> ・<u>融資担当者分離規制</u> ② <u>法令等に基づき、以下の弊害防止措置を講じているか。</u> ・<u>非公開情報保護措置</u> ・<u>影響遮断措置の事前説明義務</u> ・<u>事業性融資の貸出先法人の代表者等への募集制限(いわゆる「保険募集制限先規制」)</u> ・<u>融資申込み期間中の保険募集の禁止(いわゆる「タイミング規制」)</u> ・<u>潜脱行為の禁止、グループ会社等間を通じた潜脱行為の禁止</u></p>	<p>・項目の追加</p>

現 行	改 訂	備 考
	<p>(いわゆる「知りながら規制」)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優越的地位の不当利用禁止 ・預金等との誤認防止 	
<p><u>No2025-039</u> 4. ガバナンス (1)コーポレートガバナンスに関する態勢整備 ⑨ 共同募集を行っている場合の対応 ＜設問＞ ①共同募集時の業務範囲を規定し、共同募集先と締結した契約書や覚書に定められた業務の範囲で募集が行われていること、募集時に契約者に対し共同募集であることが適切に説明されているか等を確認している。 (新設) (略) <u>※この設問における共同募集とは、複数の募集人が保険募集を共同して行う行為のことをさす。</u></p>	<p><u>2026-040</u> 共同募集を行っている場合の対応 ＜設問＞ ①<u>所属保険会社の規定等に従い</u>、共同募集時の業務範囲を規定し、共同募集先と締結した契約書や覚書に定められた業務の範囲で募集が行われていること、募集時に契約者に対し共同募集であることが適切に説明されているか等を確認している。 <u>※本点検項目における共同募集とは、複数の代理店が保険募集を共同して行う行為のことを指す。</u> (略) (削除)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・連番の変更 ・明確化のため修正 ・欄外からの移設 ・明確化のため修正 ・設問①に移設
<p><u>No2025-040</u> 4. ガバナンス (1)コーポレートガバナンスに関する態勢整備 ⑩ 募集関連行為委託等の対応</p>	<p><u>2026-041</u> 募集関連行為委託等の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・連番の変更
<p><u>No2025-041</u> 4. ガバナンス (1)コーポレートガバナンスに関する態勢整備 ⑪ 保険募集人指導事業(フランチャイズ事業等)</p>	<p><u>2026-042</u> 保険募集人指導事業(フランチャイズ事業等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・連番の変更
<p><u>No2025-042</u> 4. ガバナンス (1)コーポレートガバナンスに関する態勢整備 ⑫ テレマーケティングを行っている場合の対応 ＜設問＞ ①トラブルの未然防止や早期発見に資する取組みとして、以下の点を踏まえて、体制を整備し、適正に運用している。</p>	<p><u>2026-043</u> テレマーケティングを行っている場合の対応 ＜設問＞ ①<u>ダイレクトマーケティングとして電話等を用いて新規の保険募集・加入勧奨を反復継続して行っている場合</u>、トラブルの未然防止や早期発見に資する取組みとして、以下の点を踏まえて、体制を整</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・連番の変更 ・明確化のため修正

現 行	改 訂	備 考
(略)	備し、適正に運用している。 (略)	
<u>No2025-043</u> 4. ガバナンス (2)コンプライアンス推進に係る態勢整備 ①募集人の資格取得・管理	<u>2026-044</u> 募集人の資格取得・管理	・連番の変更
<u>No2025-044</u> 4. ガバナンス (2)コンプライアンス推進に係る態勢整備 ②代理店登録	<u>2026-045</u> 代理店登録	・連番の変更
<u>No2025-045</u> 4. ガバナンス (2)コンプライアンス推進に係る態勢整備 ③募集人届出 <設問> ③代表権を有する役員が、 <u>代表権を有する役員退任後</u> も引き続き保険募集を行う場合、募集人届出を行っている。	<u>2026-046</u> 募集人届出 <設問> ③代表権を有する役員が、 <u>役員退任後</u> も引き続き保険募集を行う場合、募集人届出を行っている。	・連番の変更 ・字句の修正
<u>No2025-046</u> 4. ガバナンス (2)コンプライアンス推進に係る態勢整備 ④不適切事案(含む懸念事項)への対応態勢の整備	<u>2026-047</u> 不適切事案(含む懸念事項)への対応態勢の整備	・連番の変更
<u>No2025-047</u> 4. ガバナンス (3)従業員管理・従業員満足度向上に向けた取り組み	<u>2026-048</u> 従業員管理・従業員満足度向上に向けた取り組み	・連番の変更
(新設)	【回答シート(自賠償のみ代理店用)】	・シートの新設
(新設)	<u>◆オレンジ色のセルは必須回答です。選択または記載してください。オレンジ色の記述式回答欄について、記載すべきものがない場合は「なし」と記載してください。</u> <u>◆水色のセルは任意回答です。必要に応じて記載してください。</u> <u>◆回答にあたっては、「留意事項シート」の「回答シートの項目説明」</u>	

現 行	改 訂	備 考
	<p><u>を参照してください。</u></p> <p><u>※乗合代理店においては、すべての乗合会社の状況を踏まえて回答してください。</u></p> <p><u>※別個登録を有する代理店(主たる事務所と従たる事務所が別個に登録されている代理店)においては、原則、別個登録単位で回答してください。</u></p>	
(新設)	<p><u>2026-J01</u> <u>法令等遵守・顧客本位の業務運営・顧客最善利益勘案義務</u> <u><設問></u> <u>①代理店とその役員、従業者が携わる業務全般において、法令等を遵守したうえで、顧客本位の業務運営を徹底し、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行している。</u></p> <p><u>2026-J02</u> <u>募集人の権限等に関する説明</u> <u><設問></u> <u>①保険募集時、顧客に対し、自らが取り扱える保険会社の数を説明している。</u></p> <p><u>2026-J03</u> <u>保険募集管理全般</u> <u><設問></u> <u>①以下の保険募集時の禁止行為、および著しく不適当な行為を行っていない。</u> <u>【保険契約締結・保険募集に関する禁止行為、著しく不適当な行為例】</u> <u>・虚偽の説明、契約者または被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を説明しないこと</u> <u>・虚偽の告知を勧めること</u> <u>・事実の告知を妨げること</u></p>	<p>※以下の記述式回答欄は、「回答シート(一般代理店用)」に同じ(以下の点検項目も同様)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常業務における取組み・好取組事例 ・改善取組みの内容 ・改善完了(予定)時期 ・前回以降の損保会社からのフィードバック等 ・備考

現 行	改 訂	備 考
	<p> <u>・不利益となる事実を告げずに乗換募集を行うこと</u> <u>・信用または支払能力に関する、客観的事実に基づかない事実・数値の表示(たとえば、保険会社の支払能力等について根拠のない数値等を示して誤解を与えるような説明行為)</u> <u>・威圧的募集もしくは優越的地位を利用した募集</u> <u>・保険契約等に関する事項であって、その判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、誤解させるおそれのあることを告げる、または表示する行為(誹謗・中傷等)</u> <u>【その他の不適正行為例】</u> <u>保険金不正請求、保険会社社員による代理店業務の代行、契約申込書への代印・代筆、無断契約、作成契約・架空契約、保険金や返戻金の私金払い、代理人規定の誤用、契約手続き・契約内容訂正処理の放置・失念、無登録・無届募集 など</u> <u>②不備・誤りや確認不十分等が発覚した場合、必要に応じて不備の内容や代理店としての対応等について所属保険会社に報告を行っている。</u> </p> <p> <u>2026-J04</u> <u>保険料の取扱い</u> <u><設問></u> <u>①領収した保険料を他に流用・費消していない。</u> <u>②契約者に代わって保険料を支払う行為(保険料立替)を行っていない。</u> <u>③保険料の流用・費消を防止するため、以下のような対策を行うなど、自店の特性にあった社内フローや仕組みを確立し、適切に対応している。</u> <u>・保険料の保管・精算状況について複数名でチェックする。</u> <u>・募集人の生活実態や業務実態に注意を要する変調が生じていないかを確認する。</u> </p> <p> <u>2026-J05</u> <u>特別利益の提供の禁止</u> </p>	

現 行	改 訂	備 考
	<p><u>＜設問＞</u></p> <p><u>①保険勧誘や契約締結にあたって、特別利益の提供に該当することがないように、以下の行為(これを約す行為を含む。)を徹底している。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・顧客に対して金銭の提供をするなど、保険料の割引、割戻しを行わない。</u> <u>・ノベルティ提供を行う場合、実質的に保険料の割引や割戻しとみなされるような物品やサービスの提供を行わず、景品表示法および所属保険会社の定める基準の範囲内で運用している。(提供していない場合でも、景品表示法および所属保険会社の定める基準を理解している。)</u> <u>・他業を兼業する場合、他業の顧客に対して各種のサービスや物品等の提供を行う際に、それらサービス等の費用を保険会社や代理店が実質的に負担していないことを確認している。また、顧客への訴求方法等によって、保険契約の締結または保険募集に結びつくことがないことを確認している。</u> <p><u>【禁止行為の具体例】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・保険契約締結時に、保険契約者に対し、保険料の一部に充てるための現金を渡した。</u> <u>・保険契約者に対し、代理店手数料の中から保険料の割戻しを行った。</u> <u>・自動車販売業を兼営する代理店が保険加入を条件に車両価格の値引きを行った。</u> <u>・保険契約締結の謝礼として、保険契約者に対し、商品券を渡した。</u> <p>2026-J06 <u>過度の便宜供与の禁止</u></p> <p><u>＜設問＞</u></p> <p><u>①保険契約のシェア判断や保険商品の優先的な取扱い、販売量等(※)に影響させることを示して(黙示を含む)、以下の行為を行っ</u></p>	

現 行	改 訂	備 考
	<p>ていない。</p> <p><u>※専属代理店の場合、専属を維持することを含む</u></p> <p><u>【行為類型と具体例】 ※例示であり、下記に限定されない。</u></p> <p>●<u>保険会社に物品等の購入・賃借を求めること</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>代理店(自動車関連業を兼業)からの社用車の購入、レンタカー、車検受検、給油</u> ・<u>代理店から自社の支店・営業所のためのオフィスを賃借</u> <p>●<u>保険会社に役務の受領を求める</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>代理店(建設業を兼業)へ自社ビルの建替え工事を発注</u> ・<u>代理店(広告業を兼業)と広告契約を締結</u> <p>●<u>保険会社に対し、物品等を販売・貸与することを求める</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>保険会社が保有するオフィスの貸与</u> ・<u>保険会社の会議室を代理店の会議開催のために貸与</u> <p>●<u>保険会社に対し、顧客等の紹介を求める</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>物品購入の斡旋</u> ・<u>契約者が事故を起こした際、代理店(自動車修理業を兼業)を紹介</u> <p>●<u>保険会社に対し、役務の提供を求める</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>代理店主催イベントへの協力(保険勧誘ブースでの対応支援、イベントのビラ配り)</u> ・<u>保険会社社員による代理店への店舗新規開店時の代理店業務全般に関する一時的な支援</u> <p>●<u>保険会社に対し、金銭供与・費用負担を求める</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>代理店が主催するイベントに対する協賛金の支払い</u> ・<u>代理店による保険募集に関する広告費用を負担</u> <p>●<u>保険会社社員に実質的な保険募集を行わせる(いわゆる社員代行)</u></p> <p><u>※いずれも保険代理店において保険料試算や契約計上を行えない保険種類は除く。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>保険料試算・契約申込書の作成</u> ・<u>契約の計上</u> 	

現 行	改 訂	備 考
	<p><u>②所属保険会社が策定している便宜供与に関する規定等(※)に従って、適切に対応している。</u> <u>※保険会社からの出向者派遣・政策保有株式を含む。</u></p> <p><u>2026-J07</u> <u>利益相反管理</u> <u><設問></u> <u>①代理店内における顧客の利益または信頼を損ね得る事業を特定したうえで、以下の事項を包含した管理方針を策定・開示している。</u></p> <p><u>【利益相反のおそれがある行為の具体例】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・自動車修理工場を兼業する場合における自動車修理費等の請求</u> <u>・建設業等を兼業する場合における自然災害時の建物修理費用等の請求</u> <u>・不動産管理会社等を兼業する場合における不動産修繕費等の請求</u> <u>・ロードアシスタンス業を兼業する場合における自動車事故時の代車・レッカー費用等の請求</u> <u>・旅行代理店を兼業する場合における救援者の旅行費等の請求</u> <u>・小売業を兼業する場合における携行品損害の事故による代替品の購入費等の請求</u> <u>・動物病院を兼業する場合におけるペットの手術費用等の請求</u> <u>・自動車修理業者やレンタカー会社等を斡旋し(※)、紹介料を受領</u> <u>※自動車修理工場を兼業する代理店において、一部の修理を外注することを含む</u> <p><u>【利益相反管理方針に記載すべき項目】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・利益相反取引等の特定方法</u> <u>・利益相反取引等の類型</u> <u>・利益相反管理の方法</u> <u>・利益相反管理の体制</u> <p><u>②利益相反に関する自店の管理方針に基づいて、以下の対応を行</u></p>	

現 行	改 訂	備 考
	<p>っている。</p> <p><u>・顧客の希望に反する修理やレンタカー業者等の紹介が提案されないよう徹底している。</u></p> <p><u>・保険金に繋がる修理費等の費用が適正であることを確認するなど、利益相反にともなう顧客への弊害を未然に防止するための体制を整備している。</u></p> <p><u>2026-J08</u> <u>自己契約・特定契約</u> <u><設問></u> <u>①保険料の割引・割戻し等を目的とした自己契約・特定契約(自らの人的・資本的に密接な関係を有する者を契約者または被保険者とする保険契約)の募集を行っていない。また、特定契約の判定を実態に即するものとし、潜脱行為を行っていない。</u> <u>②自己契約比率・特定契約比率のいずれも50%を超えることのないよう適切に管理している。また、30%を超えた場合には、速やかに改善に取り組んでいる。</u></p> <p><u>2026-J09</u> <u>代理店ホームページ</u> <u><設問></u> <u>①代理店が自ら作成・運営・管理するホームページについて、景品表示法を遵守するとともに、所属保険会社から提供されるチェックリスト等を活用し、代理店情報や商品・付帯サービスの説明等が最新かつ適切な内容となっているか、定期的に点検を行っている。</u> <u>②ホームページについて、たとえば TLS1.2 以上の通信の暗号化などのセキュリティ対策を実施している。</u></p> <p><u>2026-J10</u> <u>勧誘方針</u> <u><設問></u></p>	

現 行	改 訂	備 考
	<p>①代理店自らの名前で勧誘方針を策定し、事務所に掲示する等、公表している。</p> <p>②保険募集にウェブサイトを活用している場合は、ウェブサイト上に勧誘方針を掲載している。</p> <p>③契約取扱出先(支店等)を設置している場合は、全ての契約取扱出先で掲示している。</p> <p>④個人代理店で専用事務所がない場合は、自宅兼事務所に掲示している。</p> <p>2026-J11 募集人に対する教育・管理・指導 ＜設問＞</p> <p>①所属保険会社が参加必須としている研修等(コンプライアンス研修、商品改定研修、業務連絡会等)に参加し、定期的に自店内で研修を実施するなど、その内容を自店内のすべての募集人に周知徹底している。</p> <p>②自店の募集人の日々の業務遂行状況を管理・把握するとともに、不備や苦情・トラブル事案等は自店内で共有し、勉強会等の機会を設けている。</p> <p>2026-J12 苦情の対応・管理 ＜設問＞</p> <p>①苦情の定義および苦情の受付・顧客対応・報告ルートの一連の流れが明文化されている。</p> <p>②苦情について申出内容・対応履歴を記録し、対応もれが発生しない態勢(チェックリストや役職者による確認等)を整備するとともに、苦情全件について発生経緯・原因を特定している。</p> <p>③保険会社への報告が必要な苦情については、所属保険会社に報告するとともに、顧客対応を要する案件については、所属保険会社と連携のうえ、適切に対応している。</p> <p>④苦情について経営層が報告を受け、必要に応じ社内共有化・再</p>	

現 行	改 訂	備 考
	<p><u>発防止策等を実施している。また、その実効性について定期的にチェック・改善を実施している。</u></p> <p><u>2026-J13</u> <u>個人情報管理</u> <u><設問></u> <u>①【個人情報の理解】</u> <u>代理店が取り扱う個人情報の種類や、個人情報が含まれる帳票等を正しく理解している。</u> <u>※個人情報の種類や、帳票等は「代理店が取り扱う個人情報の種類(例)」「個人情報が含まれる帳票等(例)」を参照</u></p> <p><u>②【プライバシーポリシー】</u> <u>「個人情報保護に関する基本方針」(プライバシーポリシー)を公表(ホームページや店頭への掲示)している。また、必要に応じて適切に見直しを実施している。</u></p> <p><u>③【個人情報の取扱規定】</u> <u>個人情報の取扱規定(個人データの安全管理措置に係る取扱規程)を定め、備え置いている。</u></p> <p><u>④【個人データ管理責任者等の設置】</u> <u>個人データ管理責任者および個人データ管理者を設置している。</u> <u>※株式会社組織の場合、個人データ管理責任者は、取締役または執行役等の業務執行に責任を有する者である。</u> <u>※規模が大きい特定保険募集人に該当する場合、個人データの取扱いの点検・改善等の監督を行う部署や合議制の委員会を設置している。</u></p> <p><u>⑤【個人データ管理台帳】</u> <u>個人データ管理台帳を作成し、更新している。</u></p> <p><u>⑥【個人データ非開示(秘密保持)契約等の締結】</u> <u>すべての従業員と個人データの非開示(秘密保持)契約等を締結している。</u> <u>※「従業員」とは、個人情報取扱事業者の組織内にあって直接又は間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事して</u></p>	

現 行	改 訂	備 考
	<p><u>いる者をいい、雇用関係にある従業者(正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等)のみならず、事業者との間の雇用関係にない者(取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員等)も含まれる。</u></p> <p><u>⑦【個人データ取扱者】</u> <u>個人データ取扱者の氏名等を常に確認できる状態にしている。</u></p> <p><u>⑧【顧客情報の取得・保管・管理等】</u> <u>顧客情報(企業情報を含む)の取得・保管・管理等にあたっては、以下の措置を講じるなどして、細心の注意を払っている。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・契約締結の際、代理店独自の利用目的がある場合は、当該利用目的も顧客に明示している。</u> <u>・個人データの第三者提供時は、記録・保存義務が、第三者からの取得時は、確認・記録・保存義務が課されることに注意している。</u> <u>・外国にある第三者に個人データを提供するときは、あらかじめ、外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を得ている。</u> <u>・機微(センシティブ)情報を取得する場合は、あらかじめ顧客の同意を取得したうえで、業務遂行上必要な範囲で取得、利用、または第三者提供している。</u> <u>・保険会社からの委託を受け、マイナンバー(個人番号)を取り扱う場合は、所属保険会社の指示に従い、適切に取り扱っている。</u> <u>・顧客情報が記載されている書類や電子記録媒体等(USBメモリーやCD等)は、社外持ち出し時の運用(持出管理台帳による管理等)を定めるとともに、施錠のできるロッカー等に保管している。また、外出時、退社時には施錠している。</u> <u>・顧客情報の含まれる書類や業務利用機器を保険会社の設定した管理区域外に持ち出すときは、常時携帯している。</u> <u>・保管期間を超過、または利用する必要がなくなった個人データは、遅滞なく廃棄・消去している。</u> <u>・乗合代理店の場合、たとえば代理店内で契約情報を共有する際に、メールの宛先に乗合保険会社が含まれていないか確認する</u> 	

現 行	改 訂	備 考
	<p><u>など、他の保険会社の個人データを漏えいさせないための対応を徹底している。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・乗合代理店において、保険会社等から出向者を受け入れている場合、当該出向社員を含む従業員が、契約情報(個人データ)を出向元を含む外部に持ち出さないよう、非開示(秘密保持)契約等の締結や教育・管理・指導を行っている。</u> <u>・乗合代理店の場合、見積書作成のため、顧客が提供した自身の個人情報を保険会社に提供することについて、あらかじめ丁寧に説明し、顧客の理解を得ている(利用目的は、プライバシーポリシーで公表しているだけでは足りず、顧客に明示する必要がある)。</u> <p><u>⑨【個人データの外部委託】</u></p> <p><u>個人データの取扱いを外部業者(クラウドサービスを含む)に委託する場合(変更・追加を含む)は、以下の対応を適切に行っている。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・適切性、安全性等の審査を行い、事前に所属保険会社の承認を受けている。</u> <u>・委託内容によっては、外部委託先が募集行為を行ってしまう(無登録・無届募集となる)おそれもあることに注意している。</u> <u>・委託者(代理店)の監督・監査・報告徴収に関する権限など、所定の事項を盛り込んだ委託契約書等を締結している。</u> <p><u>また、委託を行った場合、次のような対応を行い、外部委託先を適切に管理・把握できる態勢を整備している。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・委託契約内容(安全管理措置等)の遵守状況を定期的に確認している。</u> <u>・所属保険会社の規定等に従い、外部委託先を適切に管理している。</u> <u>・外部委託先を追加・変更・廃止した場合、外部委託先を管理している台帳・リスト等を修正している。また、所属保険会社の規定等に従い、所属保険会社に適宜報告している。</u> <p><u>※外部委託先が再委託を行う場合も同様の取扱いとしている。</u></p>	

現 行	改 訂	備 考
	<p>⑩【メールおよびチャットアプリ・SNS】</p> <p><u>メールおよびチャットアプリを利用するとき、以下の対応を適切に行っている。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・メールを送信するときは、個人情報が必要最低限とし、宛先、添付ファイル等をよく確認し、誤送信に留意している。</u> <u>・大量の個人情報をメールで送信するときには、添付ファイルは所属保険会社のルールに則って強固なパスワード設定を行い、パスワードを本文には記載せずメール以外の方法(口頭、書面、SMS等)で通知するなどの対策を実施している。</u> <u>・顧客情報付きファイルを送付するときは、送付先以外の保険会社の契約情報が含まれていないか確認(特に、Excel ファイルの場合は複数のシート、行や列の非表示等まで確認)し、代理店管理者を宛先等に含めることや、パスワードの設定等、代理店所定の送信ルールに従って対応している。</u> <u>・フリーメールおよびフリーチャットは原則禁止している。</u> <u>・サイバー攻撃の一つである標的型攻撃メールの開封を未然に防止するため、不用意に添付ファイルを開いたり、URLリンクをクリックしたりしないように、日頃から差出人のアドレス等を確認している。</u> <p><u>また、SNSの利用に関しては、以下の対応を適切に行っている。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・代理店の業務においてSNSは原則利用していない。万が一、SNSを業務利用する場合は、所属保険会社に確認のうえ、私用アカウントとは切り離し、電話番号等を使い分ける等を実施して不適切な内容の投稿はしていない。</u> <p>⑪【テレワーク・オンライン会議】</p> <p><u>テレワークやオンラインによる会議・顧客面談等を実施するとき、以下の措置を講じるなどして、細心の注意を払っている。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・情報セキュリティに関する社内規則等を定めている。</u> <u>・オンラインによる会議や顧客面談等を実施する場合、情報漏えい、サイバー攻撃等のセキュリティリスクに十分注意する必要がある。</u> 	

現 行	改 訂	備 考
	<p><u>あることを社内教育を通じて徹底している。</u></p> <p>⑫【個人情報の漏えい等の報告】 <u>個人情報の漏えい、滅失、毀損等が発生した際の適切な対応を理解し、当該対応を実施している。また、発生した場合は、直ちに所属保険会社に報告し、被害者への通知や再発防止策の策定・実行を適時行っている。</u></p> <p><u>規模が大きい特定保険募集人に該当する場合、個人情報の漏えい、滅失、毀損等を防止するため、情報セキュリティ対策に十分な知見を有する者（例えば、店主または保険募集の責任者等）により、定期的に社内点検・監査を実施している。</u></p> <p>⑬【従業員の教育】 <u>従業員に対して、個人情報保護に関して代理店が遵守すべき法令、各種ルール等を従業員が遵守するよう、個人情報保護や情報セキュリティに関する定期的な社内教育や研修、必要に応じたフォローアップを実施している。</u></p> <p>⑭【点検・監査】 <u>代理店で定めた周期により、個々の従業員の個人情報取扱状況や、代理店全体の個人情報の安全管理の実施状況の点検または監査を実施し、店主または情報管理責任者はその結果に基づき安全管理の体制について必要な見直しを行っている。</u></p> <p>2026-J14 <u>個人情報保護に係るシステム面の整備</u> <u><設問></u></p> <p>①【業務利用機器等の対応】 <u>個人情報の漏えいやマルウェア感染防止のため、以下のようなセキュリティ対策を適切に行っている。</u></p> <p><u>・安全性が確保されたネットワーク接続を行っている（提供元が不明確、暗号化方式の安全性が低い無線 LAN (Wi-Fi) 等については利用を制限している）。</u></p>	

現 行	改 訂	備 考
	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>OS／ソフトウェアの更新状況を本社のシステム担当部門、あるいはシステム担当者が把握・管理する仕組みが整備され、保守サポートが切れたOS／ソフトウェアを使用していない。また、OSのセキュリティパッチをタイムリーに適用している。</u> ・<u>保険業務に使用するパソコンに、ファイル共有ソフトをインストールしていない。また、ウイルス対策ソフトを導入し、常に最新版に更新している。</u> ・<u>個人情報が含まれるシステムについて、役職・職務内容に応じたアクセス制限（業務上不要な個人情報へのアクセス禁止）をしている。</u> ・<u>個人情報を含む添付ファイルを社外にメール送信する際に、情報漏えいを防止する仕組みがある。</u> ・<u>ソフトウェアインストールのシステム制御など、業務上不要なソフトウェアの利用を禁止している。</u> ・<u>個人情報にアクセスできる業務利用機器等は、台帳等を使って管理し、従業員の入退社や異動にともなう、ID の追加・削除を適切に行う体制を構築している。</u> ・<u>データ消失等に備えて、データのバックアップの実施および復旧手順を定めている。</u> ・<u>不要となったデータや業務利用機器等を適切に消去・廃棄等を行っている。</u> ・<u>保険業務に利用し、個人情報にアクセスできる業務利用機器等（※）に所属保険会社のルールに則って強固なパスワードの認証を設定している。</u> <u>※「業務利用機器等」の定義は「募集コンプライアンスガイド」や所属保険会社のルールのとおり</u> ・<u>パソコンや電子記録媒体に顧客情報が含まれるデータファイルを保存する場合は暗号化やパスワード設定する等、第三者がパソコンにアクセスできないようにしている。</u> ・<u>フリーメールの業務利用は、原則禁止としている。</u> <p>2026-J15</p>	

現 行	改 訂	備 考
	<p><u>適切な業務(会社)運営</u></p> <p><u><設問></u></p> <p><u>①会社法第472条に定める休眠会社に該当していない(最後に登記を行ってから12年以上経過していない)。</u></p> <p><u>②決算報告書(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表)を作成している。</u></p> <p><u>2026-J16</u></p> <p><u>自己点検・内部監査</u></p> <p><u><設問></u></p> <p><u>①全拠点および全募集人が実施する自己点検について定めた規定等があり、責任者を明確に定めたうえで、定期的かつ適切に実施している。</u></p> <p><u>②自己点検結果に基づき、不備の原因を把握のうえ、改善を図る態勢を整備し、その取組みの証跡を残している。</u></p> <p><u>③内部監査の実施について定めた規程等があり、責任者を明確に定めたうえで全拠点に対して定期的かつ適切に実施している。</u></p> <p><u>※内部監査は、必ずしも独立した内部監査部門による監査が求められるものではなく、代理店の規模や業務特性に応じ、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ、実効性のあるものであるかを確認する。たとえば、「代理店主による教育・管理・指導が可能な規模」の場合は、代理店主が監査を実施する等が考えられる。</u></p> <p><u>④内部監査結果および改善策について、経営層へ報告を行っている。</u></p> <p><u>2026-J17</u></p> <p><u>反社会的勢力に対する業務運営</u></p> <p><u><設問></u></p> <p><u>①反社会的勢力等との関係遮断に努め、保険契約者、代理店の役員・従業員、業務委託先等(以下、保険契約者等という)が反社会的勢力等に該当する場合の対応方針や所属保険会社の契約引</u></p>	

現 行	改 訂	備 考
	<p><u>受基準等、所属保険会社の定める規定等を理解のうえ、反社会的勢力等との関係遮断を行う体制を整備し、関係遮断に努めているなど、適切かつ健全に業務を運営している。</u></p> <p><u>②募集人や保険契約者等が反社会的勢力等に該当する(疑義がある場合や判断に迷う場合等を含む)ことが判明した場合や、保険業務に関して反社会的勢力等から不当な要求を受けた等の場合、速やかに所属保険会社に報告・相談するための教育・管理・指導を行っている。また、募集人が適切に報告・相談を行っていることを確認している。</u></p> <p><u>2026-J18</u> <u>社内規則等の策定</u> <u><設問></u> <u>①所属保険会社のマニュアル(募集関連ルールを規定した「募集コンプライアンスガイド」等)を自店の社内規則と位置付け、全ての所属保険会社分を備え付け、自店内に示している。</u> <u>②所属保険会社の「社外秘」等の記載がある秘密管理性が高い情報や、兼業代理店においては代理店業以外の業務に関わる情報等を社外に流出させない体制を構築している。</u></p> <p><u>2026-J19</u> <u>規模が大きい特定保険募集人の対応</u> <u><設問></u> <u>①法令に基づき、帳簿書類を備付けている。</u> <u>②法令に基づき、事業年度ごとに事業報告書を作成し、毎事業年度経過後3か月以内にこれを財務局長等に提出している。</u></p> <p><u>2026-J20</u> <u>募集関連行為委託等の対応</u> <u><設問></u> <u>①募集関連行為を第三者に委託等する場合、以下の留意点に基づき、不適切な行為を行わないよう、指導事項を示した文書や適切</u></p>	

現 行	改 訂	備 考
	<p><u>な態勢整備等の確約を求める文書を交付するなどの教育・管理・指導を行う体制を整備している。</u></p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・保険募集行為または特別利益の提供等の募集規制の潜脱につながる行為を行っていないか。</u> <u>・個人情報の第三者への提供に係る顧客同意の取得等の手続を個人情報の保護に関する法律等に基づき、適切に行っているか。</u> <u>・支払手数料の設定について、不適切な行為を誘発しないよう、慎重な対応を行っているか。</u> <p><u>②遵守状況について定期的なチェックを行い、必要に応じて改善を図っている。</u></p> <p><u>2026-J21</u> <u>保険募集人指導事業(フランチャイズ事業等)</u> <u><設問></u> <u>①フランチャイザーなど商号の使用を他の代理店に許諾している代理店の場合、両者が異なる事業者であることや、取り扱う保険商品の品揃えが異なる場合はその相違点を説明するなど、顧客が当該他の代理店と同一の事業を行う者と誤認しないよう指導を行っている。</u> <u>②フランチャイジーなど他の代理店の商号を使用している代理店の場合、誤認を防止するための措置を講じている。</u></p> <p><u>2026-J22</u> <u>代理店登録</u> <u><設問></u> <u>①財務局等に届け出ている代理店の登録事項が現状と相違ないか定期的に確認するなど、常に最新かつ正確な登録届出情報を管理している。また、登録事項の変更発生時、遅滞なく届出を行っている。</u> <u>【個人代理店】 店主氏名(注)、事務所所在地、他の業務</u></p>	

現 行	改 訂	備 考
	<p><u>【法人代理店】筆頭者・筆頭者以外の代表者(在籍状況、氏名(注))、商号、事務所名称、事務所所在地、他の業務</u></p> <p><u>(注)旧氏(旧姓)を使用している場合、旧氏(旧姓)についても登録する。</u></p> <p><u>②登録事項の変更発生時、遅滞なく届出を行うため、以下のような体制を整備している。</u></p> <p><u>【例】</u></p> <p><u>・届出する部署または担当者が決まっている。</u></p> <p><u>・届出する部署または担当者に連携する手順が決まっている。</u></p> <p><u>など</u></p> <p><u>2026-J23</u></p> <p><u>募集人届出</u></p> <p><u><設問></u></p> <p><u>①保険募集に従事する役員・使用人として財務局等に届け出ている者(「募集人」)が、実際に保険募集を行っている者と一致しているか確認している。また、氏名(注)に変更が生じた場合、遅滞なく届出を行っている。</u></p> <p><u>(注)旧氏(旧姓)を使用する場合、旧氏(旧姓)を含む</u></p> <p><u>②財務局等に届け出ている募集人が、募集人としての所定の要件を充足しているか確認している。</u></p> <p><u>ア. 代理店から保険募集に関し、適切な教育・管理・指導を受けて保険募集を行う者である。</u></p> <p><u>イ. 募集人のうち、役員を除く使用人については、上記ア. に加えて、保険代理店の事務所に勤務(代理店主の指示に基づくテレワークを含む)し、かつ、保険代理店の指揮監督・命令のもとで保険募集を行う者である。</u></p> <p><u>ウ. 他の保険代理店または損害保険会社において保険募集に従事する役員または使用人ではない。</u></p> <p><u>エ. 募集人(保険募集に従事する役員を除く)の契約形態は、「雇</u></p>	

現 行	改 訂	備 考
	<p><u>用」「派遣」「出向」のいずれかに該当している。</u> <u>※個人代理店における募集人で、代理店主と生計を一にして同居する親族はこの限りではない。</u> <u>③代表権を有する役員が、役員退任後も引き続き保険募集を行う場合、募集人届出を行っている。</u> <u>④法令上、募集人として届け出ることができない者(※)を届け出ていることを確認している。また、募集人がこれらの役職に就任する場合には、募集人の廃止を届け出ている。</u> <u>※法人の監査役、会計参与および指名委員会等設置会社の執行役を兼ねない取締役</u> <u>⑤無届募集を未然防止するため、以下のような体制を整備している。</u> <u>・届出する部署または担当者が決まっている。</u> <u>・届出する部署または担当者に連携する手順が決まっている。</u> <u>・社員の入社や転入時等には、募集を開始する前までに募集人届出手続きを完了している。</u> <u>・無届募集は保険業法上の禁止行為であり、募集が可能となるのは財務局等に届出が受理された日(届出日)以降であることを募集人に周知している。</u> <u>・募集人以外の社員に対して、保険募集の定義を理解させ、届出(登録)のない者が募集を行ってはいけないことを教育している。</u> <u>など</u></p> <p><u>2026-J24</u> <u>不適切事案(含む懸念事項)への対応態勢の整備</u> <u><設問></u> <u>①法令等遵守に関する責任者・担当部署を明確にし、不適切事案の未然防止策や不適切事案発生時の対応についての確認事項・対応内容・権限を規定している。</u> <u>②不適切事案発生時の報告主体・フロー・対応手順・態勢を規定している(代理店内での報告態勢、代理店から所属保険会社への報告態勢)。</u></p>	

現 行	改 訂	備 考
	<p><u>2026-J25</u> <u>従業員管理・従業員満足度向上に向けた取組み</u> <u><設問></u> <u>①時間外労働に関する労使協定(36協定)がある。</u> <u>②時間外勤務の上限について目標が設定され、社内に周知されている。</u> <u>③就業規則や給与・賃金規程がある。</u> <u>④従業員の勤怠状況および活動状況について、本人による申請・管理者による承認・本部による定期的な確認が仕組み化されている。</u> <u>⑤従業員向けの定期健康診断を実施している。</u></p>	
(新設)	【法令等遵守責任者入力シート】	・シートの新設
(新設)	<u>所属(営業所等の名称)</u> <u>募集人ID</u> <u>氏名</u>	・複数名入力への対応 ※入力上限数は設けない

以 上